【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年9月25日提出
【発行者名】	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社　※２０２３年１０月１日より三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社に変更
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川　直
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号
【事務連絡者氏名】	伊藤　晃
【電話番号】	03-4223-3037
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	三菱ＵＦＪ　ＤＣ世界ＥＳＧバランスファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	１兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

三菱ＵＦＪ ＤＣ世界ＥＳＧバランスファンド（「ファンド」といいます。）
ファンドの愛称を「ソーシャル・インパクト」とします。

◆当ファンドは「サステナブル・ファンド」です。サステナブル・ファンドとは、ファンドの投資判断プロセスにおいてESG要素を主要とし、環境や社会の課題解決・改善に寄与する企業等への投資を行い、お客さまの資産形成および持続可能な社会の実現に貢献するファンドとして、三菱UFJ国際投信が定めたファンドをいいます。サステナブル・ファンドへの認定および除外は今後見直す場合があります。
詳細については、委託会社のホームページ(https://www.am.mufg.jp/corp/sustainability/sustainability.html)でご覧いただけます。
当ファンドの具体的な投資対象・投資手法等については、本書の特色をお読みください。

□ ESGとは、環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)の頭文字を取ったものです。

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。
信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

１兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。
基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。
なお、下記においてもご照会いただけます。
三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
お客様専用フリーダイヤル　0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）
ホームページアドレス　https://www.am.mufg.jp/
（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。
なお、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

（5）【申込手数料】

ありません。

（6）【申込単位】

１円以上１円単位

（７）【申込期間】

2023年 9月26日から2024年 9月24日まで
※申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

（８）【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。
販売会社は、確定拠出年金制度を利用する場合の申込みに限り取り扱うものとします。
販売会社は、下記にてご確認いただけます。
三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
お客様専用フリーダイヤル　0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

（９）【払込期日】

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。
各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

（１１）【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざして運用を行います。
信託金の限度額は、5,000億円です。
＊委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。
当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	ＭＭＦ	インデックス型
	海外	債券	ＭＲＦ	
追加型		不動産投信		特殊型
	内外	その他資産（　　）	ＥＴＦ	（　　）
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式	年１回	グローバル（日本を含む）	ファミリーファンド	あり（部分ヘッジ）	日経２２５	ブル・ベア型
一般	年２回					
大型株	年４回	日本			ＴＯＰＩＸ	条件付運用型
中小型株	年６回	北米	ファンド・オブ・ファンズ	なし		
債券	（隔月）	欧州			その他（　　）	ロング・ショート型／絶対収益追求型
一般	年12回	アジア				
公債	（毎月）	オセアニア				
社債	日々	中南米				その他（　　）
その他債券	その他	アフリカ				
クレジット属性	（　　）	中近東（中東）				
（　　）		エマージング				
不動産投信						
その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券））						
資産複合（　　）						

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容に

ついては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）でご覧いただけます。

※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	ＭＭＦ（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「ＭＲＦ及びMMFの運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「ＭＲＦ及びMMFの運営に関する規則」に規定するＭＲＦをいいます。
	ＥＴＦ	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第１号および第２号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第９条の４の２に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。

		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（ＢＢＢ格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（ＢＢ格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信		信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合		信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年１回		信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年２回		信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年４回		信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年６回（隔月）		信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）		信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々		信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル		信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本		信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米		信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州		信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア		信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア		信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米		信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ		信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経２２５	信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

［ファンドの目的・特色］

ファンドの目的

日本を含む世界各国（新興国を含みます。以下同じ。）の株式等および公社債を実質的な主要投資対象とし、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。

ファンドの特色

特色1 ESGに着目した運用手法を用いる投資信託証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式等（DR（預託証書）を含みます。以下同じ。）および公社債に投資を行います。

- 当ファンドはESGに着目した運用手法をもつ投資信託証券のみを複数組み合わせて投資を行い、社会・環境等への影響に配慮しつつ、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。

*当ファンドの愛称は「ソーシャル・インパクト」ですが、当ファンド全体で教育や健康、貧困など特定の社会的（ソーシャル）課題の解決を目的とした投資を行っておりません。

ESGとは、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の頭文字を取ったものです。
企業の持続可能な成長等のため、環境や社会の問題を意識した経営と、そのためのガバナンス（企業統治）体制の構築が必要との考え方が広がっています。

DR（預託証券）とは、ある国の企業の株式を当該国外の市場で流通させるため、現地法に従い発行した代替証券です。
株式と同様に金融商品取引所等で取引されます。

特色2　原則として、「国内株式」、「世界株式（国内株式を含む。）※」、「世界債券（国内債券を含む。）※」の区分ごとに投資信託証券を組入れます。

※以下、それぞれ「世界株式」、「世界債券」といいます。

- 「国内株式」25%、「世界株式」25%、「世界債券」50%を基本投資割合とします。
  ※経済環境の大きな変化などが生じ、必要と判断した場合には、当該基本投資割合を見直します。
- 投資信託証券の組入比率は高位に維持することを基本とします。

<各資産区分の基本投資割合および投資対象とする投資信託証券>

資産区分	基本投資割合	投資対象とする投資信託証券	主なファンドの特色
国内株式	25%	日本株ESGアクティブマザーファンド	エンゲージメント（企業との対話）等を通じてESGの取り組みへの改善が見込まれる企業の中から、企業収益の成長性、株価水準等を考慮して、銘柄選定を行います。
世界株式	25%	ベイリー・ギフォード・ワールドワイド・ポジティブ・チェンジ・ファンドークラスC・JPY・アキュムレーション（円建）	好ましい社会的インパクト（社会的変化）をもたらす事業によって、長期の視点から成長が期待される世界各国の企業の株式等に投資を行います。
世界債券	50%	ヘッジ付気候リスク調整世界国債インデックスファンド（FOFs用）（適格機関投資家限定）	「FTSE気候リスク調整世界国債インデックス（円ヘッジ、円ベース）」に連動する投資成果をめざして運用を行います。

※2023年9月26日時点の投資対象であり、投資する投資信託証券は今後変更する場合があります。
※組入投資信託証券のESGに着目した運用手法については、追加的記載事項をご参照ください。

☞ 委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ（https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html）でご覧いただけます。

■日本株ESGアクティブマザーファンドのスチュワードシップ方針

委託会社はお客さまから委託された資産の運用を行う立場として、投資先企業が株主利益を考慮して企業価値の向上や持続的な成長を果たすことに資するため、気候変動や人権・ダイバーシティ、ガバナンス体制などの投資先企業におけるESG課題を重視し、企業との「目的を持った対話」や明確な方針のもとでの議決権行使などのスチュワードシップ活動を実施します。

（ご参考）
委託会社のスチュワードシップ活動
https://www.am.mufg.jp/corp/responsible/stewardshipcode.html

■ベイリー・ギフォード・ワールドワイド・ポジティブ・チェンジ・ファンドークラスC・JPY・アキュムレーション（円建）のスチュワードシップ方針

ベイリー・ギフォードは「真の投資家」であるという理念を基に、企業との対話に役立つ、「長期的な価値創出の奨励」、「ステークホルダーの公正な扱い」などの原則を掲げ、長期投資家として建設的なエンゲージメントや議決権行使などのスチュワードシップ活動を行います。議決権行使に関しては、潜在的な利益相反を特定、防止及び管理するための明確なプロセスのもと、お客様の長期的な利益を最大化する観点から、原則として保有する全銘柄に関し議案を評価するよう努めます。ESGに関する個別の懸念事項については、通常、企業と直接エンゲージメントを図ることで対処しますが、十分な進展が見られない場合に、企業に対する働きかけを強化する手段として議決権行使を行います。

特色3 「世界債券」の組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減をはかります。その他の実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

- 「世界債券」の運用目的達成のために、為替ヘッジ比率を引き下げる、あるいは為替ヘッジ比率を100%以上に引き上げることがあります。

為替ヘッジの活用

為替予約取引を活用し為替ヘッジを行うことにより、為替ヘッジをしなかった場合と比較して安定した値動きが期待されます。ただし、為替ヘッジにより、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。
なお、為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨の金利より低いときには、これらの金利差相当分のヘッジコストがかかります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

- 「世界株式」の組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動による影響を受けます。

特色4 年1回の決算時(6月25日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよび金額について保証するものではありません。

■ファンドの仕組み

ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

・ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の他の投資信託証券に投資するしくみです。

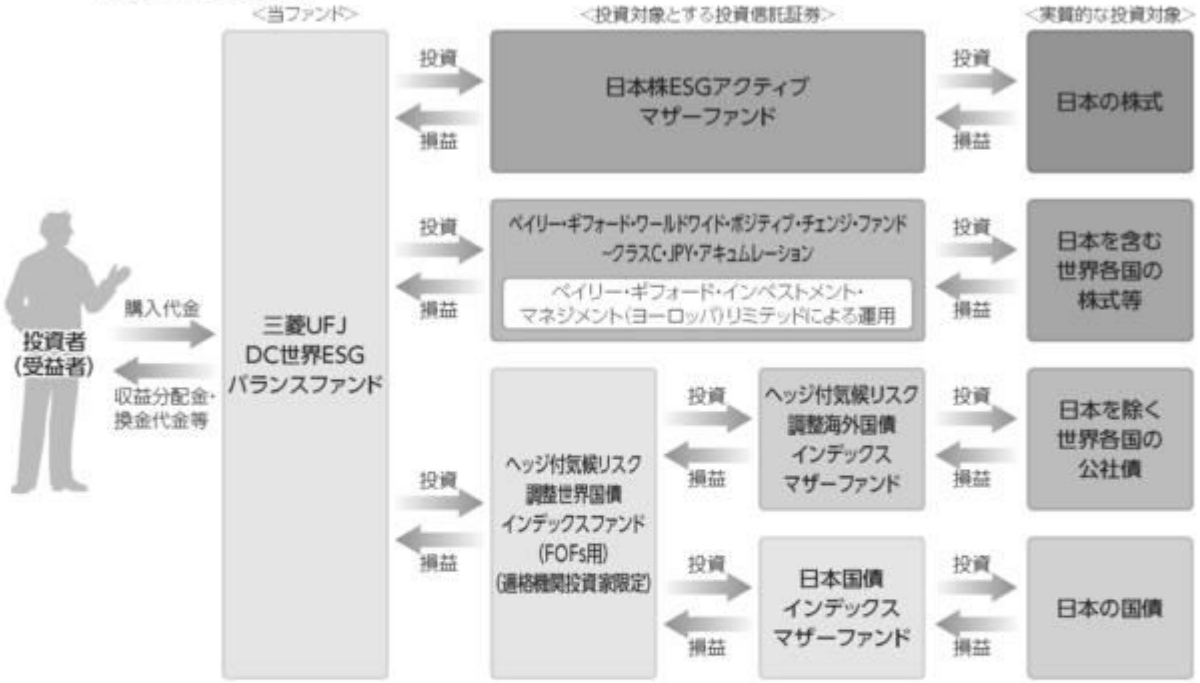

■主な投資制限

株式への投資	株式への直接投資は行いません。
投資信託証券への投資	投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への直接投資は行いません。

■各投資信託証券の運用プロセス

<日本株ESGアクティブマザーファンド>

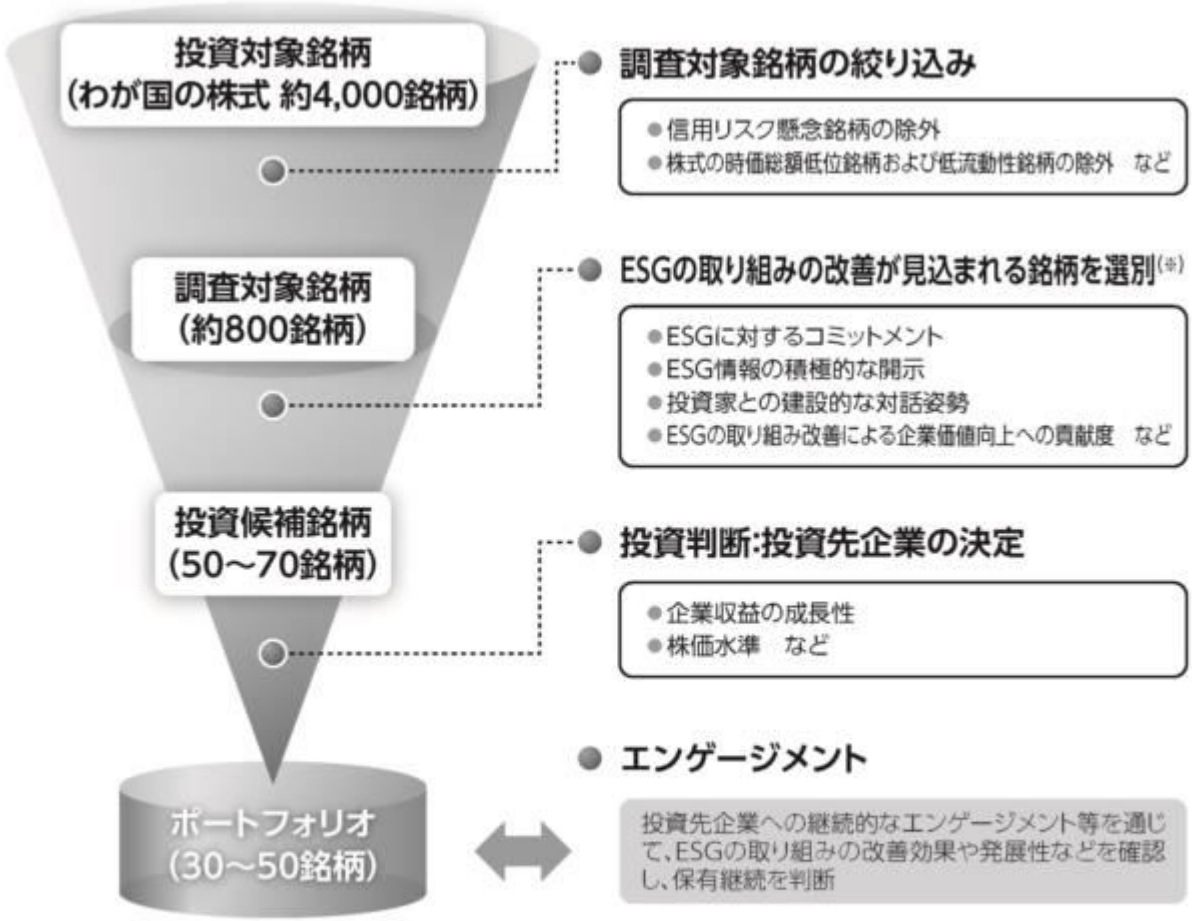

※ESGの取り組みの改善が見込まれる銘柄にのみ投資を行います。

上記は銘柄選定の視点を示したものであり、すべてを網羅するものではありません。また、実際にファンドで投資する銘柄の将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。上記プロセスは、今後変更されることがあります。

委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html)でご覧いただけます。

■ESGの取り組み改善に関する主な着目点

①ESGに対するコミットメント
- ステークホルダー※と利害が一致する適切な取締役報酬制度への変更
- ESGの取り組み推進に適した取締役会構成の実現　など

②ESG情報の積極的な開示
- 自社の中長期的な企業価値向上に直結するESG情報の開示の有無
- ESG目標に対する進捗を確認できる透明性のある開示　など

③投資家との建設的な対話姿勢
- 企業価値向上に向けた投資家の提案等の受け入れ
- 取締役等の積極的な対話参画状況　など

④ESGの取り組みによる企業価値向上への貢献度
- 企業価値を損ねているESGの課題を解決する取り組みであるか
- 株式市場の評価を更に伸ばすESGの取り組みであるか　など

※企業の経営活動の存続や発展に対して、利害関係を有するもの。株主・債権者・従業員・顧客など、企業を取り巻くあらゆる利害関係者をさします。

<ベイリー・ギフォード・ワールドワイド・ポジティブ・チェンジ・ファンドークラスC・JPY・アキュムレーション>

- インパクト・テーマに沿った投資を通じ、好ましい社会的インパクトをもたらすために、次の取り組みを行います。
- スチュワードシップ方針に基づき、投資先企業に対し継続的なエンゲージメントを行うことで、事業活動を通じてもたらされる好ましい社会的インパクトの促進に努めるとともに、エンゲージメントで得られた洞察を投資判断に活用します。
- 各投資先企業がその製品やサービスを通じ、インパクト・テーマに沿ってどのように好ましい社会的インパクトをもたらしたのかにつき、継続的に評価し、投資判断に活用します。

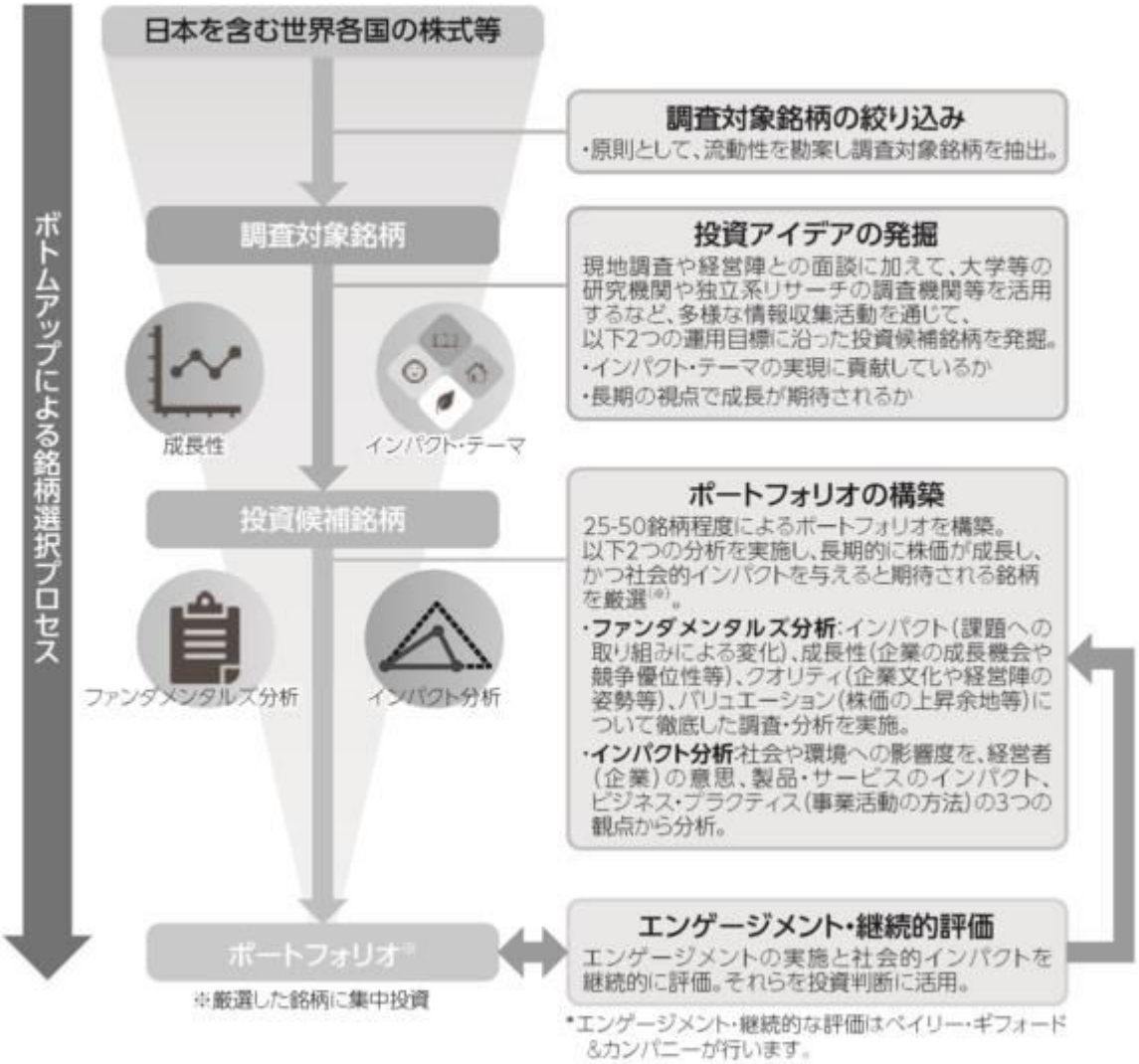

(※)株式の組み入れについて
組入株式は、原則として、長期的に株価の成長が期待され、かつ、投資先企業の製品・サービスが社会や環境に好ましい社会的インパクトを与えると期待される企業の株式のみとします。

上記は銘柄選定の視点を示したものであり、すべてを網羅するものではありません。また、実際にファンドで投資する銘柄の将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。上記プロセスは、今後変更されることがあります。

【出所】ベイリー・ギフォード・インベストメント・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッドの情報に基づき三菱UFJ国際投信作成

<インパクト分析について>

・経営者（企業）の意思、製品・サービスのインパクト、ビジネス・プラクティス（事業活動の方法）の3つの観点についてスコアを付与し、各銘柄がインパクト・テーマに沿った社会的インパクトをもたらすかを判断。

<インパクトスコア図>

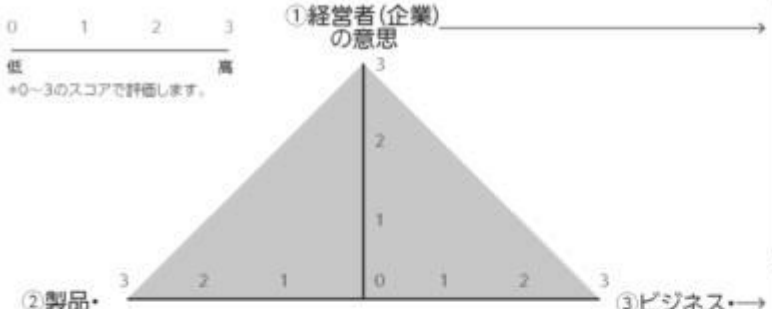

①経営者（企業）の意思
経営者のコミットメント、所有構造、コーポレートガバナンス、企業文化等
・正のインパクトを支持するような戦略を有しているか
・企業活動、コミットメント、所有構造によってインパクトを与える仕組みになっているか
・幅広く業界への影響を与えるか

②製品・サービスのインパクト
製品・サービスとインパクト・テーマとの対応度合
・製品・サービスとインパクトとの関連性はどうか
・その広さ・深さはどうか
・ビジネス・社会的課題におけるマテリアリティ（重要性）
・SDGsとの関係性はどうか

③ビジネス・プラクティス（事業活動の方法）
労働環境、外部ステークホルダーへの配慮、環境負荷を減らす取り組み
・バリューチェーン全体に亘ってインパクトを与える取り組みをしているか
・その行動に対する透明性はどうか
・業界を牽引するビジネス・プラクティスか

（出所）ベイリー・ギフォード・インベストメント・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッドの資料を基に三菱UFJ国際投信作成

❗ 上記は、今後変更されることがあります。
❗ 上図はイメージで、また、上記説明はすべてを網羅しているものではありません。

■エンゲージメントおよびインパクト評価による投資先企業との良好な関係構築・好循環

・長期的な視点を持ってエンゲージメントを行うことで企業の経営陣と目線が揃い、良好な関係構築に繋がります。
・好ましい社会的インパクトをもたらす企業を評価、投資を行うことにより、その企業がもたらす好ましい社会的インパクトへの更なる取り組み・積極的情報開示を促進するという好循環が期待されます。

❗ 上記はイメージであり、結果を保証するものではありません。

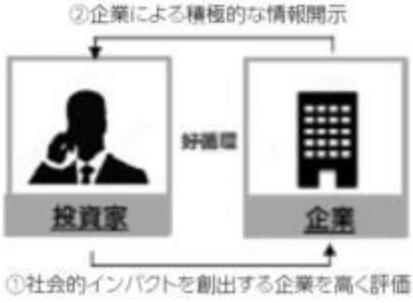

<ヘッジ付気候リスク調整世界国債インデックスファンド（FOFs用）（適格機関投資家限定）>

ステップ1：投資対象ユニバースの作成
ベンチマーク採用銘柄を主要投資対象とします。

ステップ2：ポートフォリオ案の作成
モニタリング結果に加えて、ファンドの資金動向やベンチマーク構成の変動などを考慮してポートフォリオ案を作成します。

ステップ3：売買執行
売買執行の際には、売買コストの抑制に留意します。

ステップ4：モニタリング
一連の投資行動を分析し、その結果をポートフォリオに反映することで、運用の継続的な改善に努めます。

❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

「FTSE気候リスク調整世界国債インデックス」について

FTSE気候リスク調整世界国債インデックスとは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券指数である「FTSE世界国債インデックス」をベースとし、各国が直面する気候リスクを将来予測的に評価し、各国の組入比率を相対的に調整する指数です。これにより、気候リスクが低い国ほどベース指数対比で組入比率が高まり、気候リスクが低減された国債への投資機会を提供します。

■「FTSE気候リスク調整世界国債インデックス」を世界債券部分のファンドの連動対象指数とした理由

当指数は、世界国債の値動きを示す代表的な債券指数である「FTSE世界国債インデックス」の特性に沿いながら、気候リスクが低減された国債銘柄で構成されています。
ESGに着目した当ファンドの投資対象として、世界国債の値動きと気候リスクの低減という当指数の特性はESG投資に関心のある投資家に向けて幅広く提供可能なファンドの連動対象指数として選定しました。

■FTSE気候リスク調整世界国債インデックスの構築プロセス

FTSE世界国債インデックス（ベース指数）

▼

<1. 国別に気候リスクスコアを算出>

気候変動に関する3つの指標について、国別にそれぞれ評価し組み合わせることで各国の気候リスクスコアを算出。

指標	概要／評価項目（※1）	調整乗数（※2）
移行リスク（※3）	低炭素経済への移行プロセスに伴う経済的な混乱と財政的な損失のリスク ・パリ協定で定める2℃シナリオと整合的な目標までの距離 ・温室効果ガス排出量のトレンドと目標までの距離のギャップ	0.25
物理的リスク（※4）	気候変動に伴う災害等による経済・財政上の損失のリスク ・海抜上昇リスク ・農業生産の変動リスク ・気候関連自然災害リスク	1
耐性	移行リスクと物理的リスクによる危険性と課題を管理するためのその国の備えと適応能力、政治的な取り組みのレベル ・国家制度 ・社会 ・経済 ・生態系	1

※1 ベース指数の対象国すべてを対象に、3つの指標のそれぞれについて定量評価します。各指標は複数の評価項目から構成されます。評価項目に関する原データは項目毎に0～1の範囲となるように正規化され、それぞれの指標内で均等加重されます。

※2 ベースとなる「FTSE世界国債インデックス」の特性（利回り、デュレーション等）に沿って、気候リスクを考慮するために各指標に掛け合わせる乗数。

気候リスクスコア ＝ 移行リスク指標（0.25） × 物理的リスク指標（1） × 耐性指標（1）

※3　・パリ協定で定める2℃シナリオと整合的な目標までの距離:
2℃シナリオ達成に向けて必要な温室効果ガス削減量(2050年時点)を達成するために必要な温室効果ガス総排出量の年間削減率。
・温室効果ガス排出量のトレンドと目標までの距離のギャップ:
前述の年間削減量から、温室効果ガス総排出量の過去5年間のトレンドを差し引いた値とのギャップ。

※4　耐性の評価項目はより細分化された複数の項目から構成され、それぞれの項目内で正規化・均等加重されます。

▼

<2. ベース指数に対する国別のウェイト調整>

気候リスクが低い国についてはインデックスにおけるウェイトが大きくなり、気候リスクが高い国についてはウェイトが小さくなるよう、国別に気候リスクスコアを用いてウェイトを調整。

ベース指数における国別のウェイト(FTSE世界国債インデックス) × 国別の気候リスクスコア = 国別の気候リスク調整後ウェイト

ベース指数比のウェイト調整幅(2023年6月末時点)

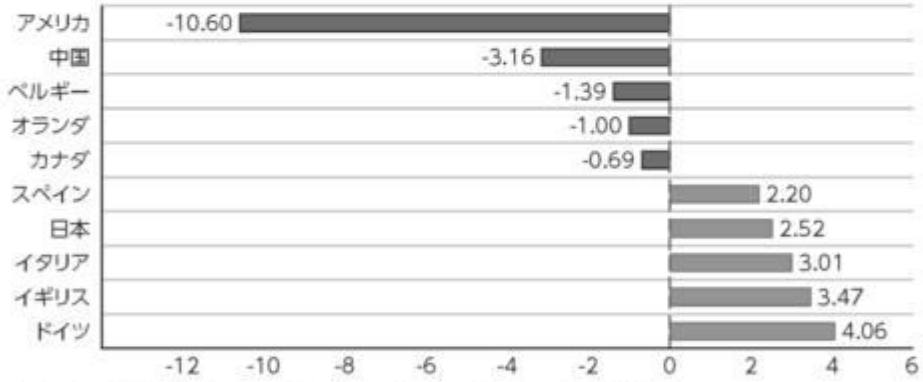

※アンダーウェイトおよびオーバーウェイト各上位5ヵ国、米ドルベース。

▼

FTSE気候リスク調整世界国債インデックス

●国別気候リスクスコアは毎年更新され、5月末のリバランス時に適用されます。

※指数構築プロセスやウェイト調整の方法については、今後変更される可能性があります。

※FTSE社の資料を基に三菱UFJ国際投信が作成

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（2）【ファンドの沿革】

2021年３月25日　　設定日、信託契約締結、運用開始

（3）【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割

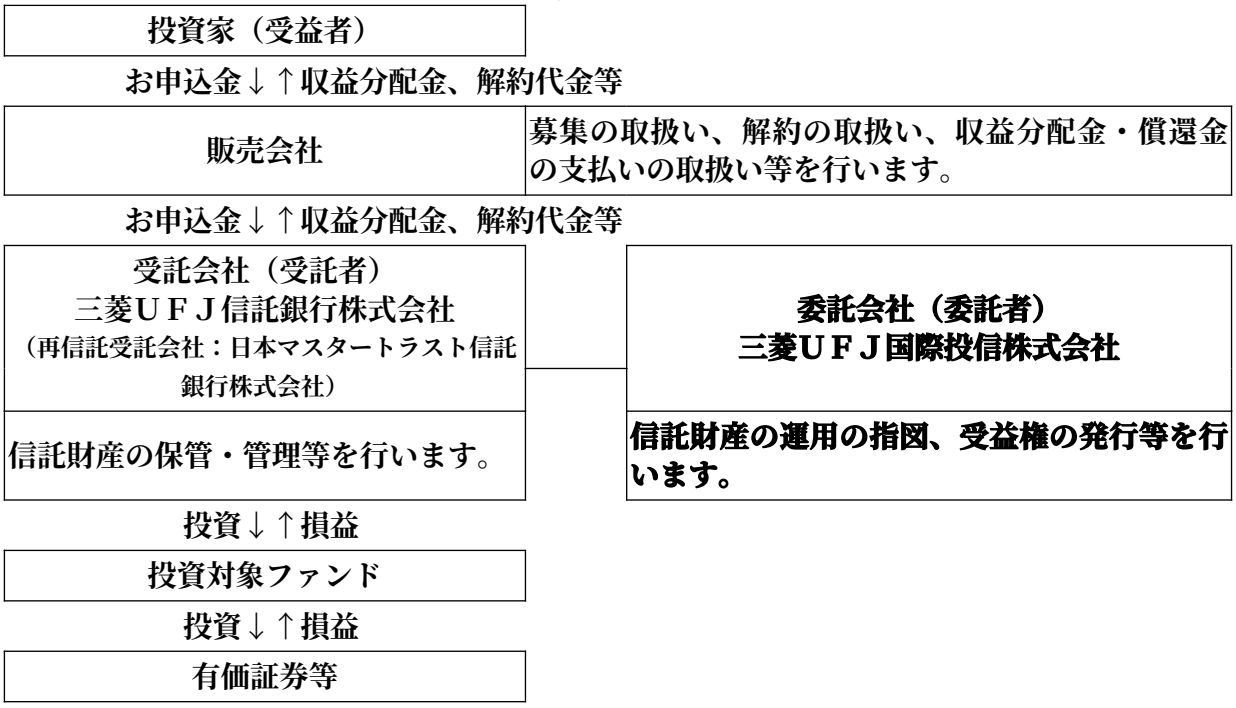

②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況（2023年6月末現在）

・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第404号

・設立年月日
1985年8月1日

・資本金
2,000百万円

・沿革

1997年5月	東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月	東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月	三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更
2015年7月	三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更

・大株主の状況

株　主　名	住　　所	所有株式数	所有比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

投資信託証券を主要投資対象とします。
ＥＳＧに着目した運用手法を用いる投資信託証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国（新興国を含みます。）の株式等（ＤＲ（預託証書）を含みます。）および公社債に投資を行います。
原則として、「国内株式」、「世界株式（国内株式を含む。以下同じ。）」、「世界債券（国内債券を含む。以下同じ。）」の区分毎に別に定める投資信託証券を組入れます。なお、当該別に定める投資信託証券を見直すことがあります。
「国内株式」25%、「世界株式」25%、「世界債券」50%を基本投資割合とします。なお、経済環境の大きな変化などが生じ、必要と判断した場合には、当該基本投資割合を見直します。
投資信託証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。
ファンドの運用目標を達成するため、「世界株式」「国内株式」については、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、良好な実績を有する「ベイリー・ギフォード・ワールドワイド・ポジティブ・チェンジ・ファンド」の円建ての投資信託証券（クラスＣ・ＪＰＹ・アキュムレーション）と「日本株ＥＳＧアクティブマザーファンド」を選定しました。また、「世界債券」については、具体的な投資先を重視して「ヘッジ付気候リスク調整世界国債インデックスファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）」を選定しました。
「世界債券」に属する投資信託証券における組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減をはかります。ただし、「世界債券」に属する投資信託証券における運用目的達成のために、為替ヘッジ比率を引き下げる、あるいは為替ヘッジ比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。その他の実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（2）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類
この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。
１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ．有価証券
ロ．約束手形
ハ．金銭債権
２．次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形
②有価証券の指図範囲
この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。
１．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
２．コマーシャル・ペーパー
３．外国または外国の者の発行する証券または証書で、２．の証券の性質を有するもの
４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
なお、１．の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に

限り行うことができます。

③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形

＜投資信託証券の概要＞

日本株ESGアクティブマザーファンド	
形態	証券投資信託
投資運用会社	三菱UFJ国際投信株式会社
投資態度	・この投資信託は、主として中長期的な値上がり益の獲得をめざして運用を行います。 ・主としてわが国の株式に投資を行います。 ・株式への投資にあたっては、ESGの取り組みの改善が見込まれる企業の中から、企業収益の成長性、株価水準等を考慮して、銘柄選定を行います。 ・株式の組入比率は高位を維持することを基本とします。 ・株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産の総額の50%以下とします。 ・市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	わが国の株式
主な投資制限	・株式への投資割合に制限を設けません。 ・新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ・投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・有価証券先物取引等は価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。 ・スワップ取引は価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。 ・外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
運用管理費用（信託報酬）	ありません。
その他の費用・手数料	売買委託手数料、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
設定日	2019年5月15日
決算日	原則として毎年5月・11月の各25日
収益分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。

ベイリー・ギフォード・ワールドワイド・ポジティブ・チェンジ・ファンド －クラスC・JPY・アキュムレーション	
形態	アイルランド籍・外国投資法人
投資運用会社	ベイリー・ギフォード・インベストメント・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッド
投資態度	・日本を含む世界各国(新興国を含みます。)の株式等(DR(預託証書)を含みます。以下同じ。)のうち、持続可能であらゆる人々を受容する世界の実現に向け、好ましい社会的インパクトをもたらす製品、サービスの提供や、かかる事業活動を公正かつ誠実に実施する企業の株式等への投資を行い、長期的な信託財産の成長をめざします。
主な投資対象	日本を含む世界各国の株式等
主な投資制限	・同一の発行体が発行する株式等への投資比率は、原則として純資産総額の10%以内とします。 ・新興国の株式等への投資額は、合計して純資産総額の50%以内とします。 ・ロシアの金融商品取引所に上場されている株式等へは投資を行いません。ただし、先進国の金融商品取引所に上場されているロシアの株式等は投資対象とします。
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額の年率0.055%以内(管理等にかかる費用)
その他の費用・ 手数料	税金、法律関係の費用、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料、設立費用、保管費用、借入金・立替金の利息等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
設定日	2019年6月18日
決算日	毎年9月30日
収益分配方針	原則として分配を行わない方針です。

※当該投資信託証券には、上記費用のほか、委託会社報酬から投資運用会社に支払われる報酬があります。詳細については、「４手数料等及び税金　（３）信託報酬等」をご参照ください。

ヘッジ付気候リスク調整世界国債インデックスファンド(FOFs用)（適格機関投資家限定）	
形態	証券投資信託
投資運用会社	三菱UFJ国際投信株式会社
投資態度	・この投資信託は、FTSE気候リスク調整世界国債インデックス(円ヘッジ、円ベース)に連動する投資成果をめざして運用を行います。 ・ヘッジ付気候リスク調整海外国債インデックスマザーファンド受益証券および日本国債インデックスマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の公社債に投資を行います。 ・マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。 ・対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し公社債の実質投資比率が100%を超える場合があります。 ・実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減をはかります。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、為替ヘッジ比率を引き下げる、あるいは為替ヘッジ比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。 ・市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
マザーファンドの投資態度	ヘッジ付気候リスク調整海外国債インデックスマザーファンド ・この投資信託は、FTSE気候リスク調整世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ、円ベース)に連動する投資成果をめざして運用を行います。 ・主として日本を除く世界各国の公社債に投資を行います。 ・公社債の組入比率は高位を維持することを基本とします。 ・対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し公社債の実質投資比率が100%を超える場合があります。 ・組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減をはかります。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、為替ヘッジ比率を引き下げる、あるいは為替ヘッジ比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。 ・市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。 日本国債インデックスマザーファンド ・この投資信託は、FTSE日本国債インデックスに連動する投資成果をめざして運用を行います。 ・主としてわが国の国債に投資を行います。 ・国債の組入比率は高位を維持することを基本とします。 ・対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し債券の実質投資比率が100%を超える場合があります。 ・市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
実質的な主要投資対象	日本を含む世界各国の公社債
主な投資制限	・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。 ・有価証券先物取引等を行うことができます。 ・スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
運用管理費用(信託報酬)	純資産総額の年率0.121%(税抜 年率0.11%)
その他の費用・手数料	売買委託手数料、監査費用、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
設定日	2021年3月25日
決算日	原則として毎年6月25日
収益分配方針	毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。 ①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。 ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。 ③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

FTSE気候リスク調整世界国債インデックスとは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券指数である「FTSE世界国債インデックス」をベースとし、各国が直面する気候リスクを将来予測的に評価し、各国の組入比率を相対的に調整する指数です。
FTSE日本国債インデックスとは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本国債の総合収益率を指数化した債券インデックスです。
FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

（３）【運用体制】

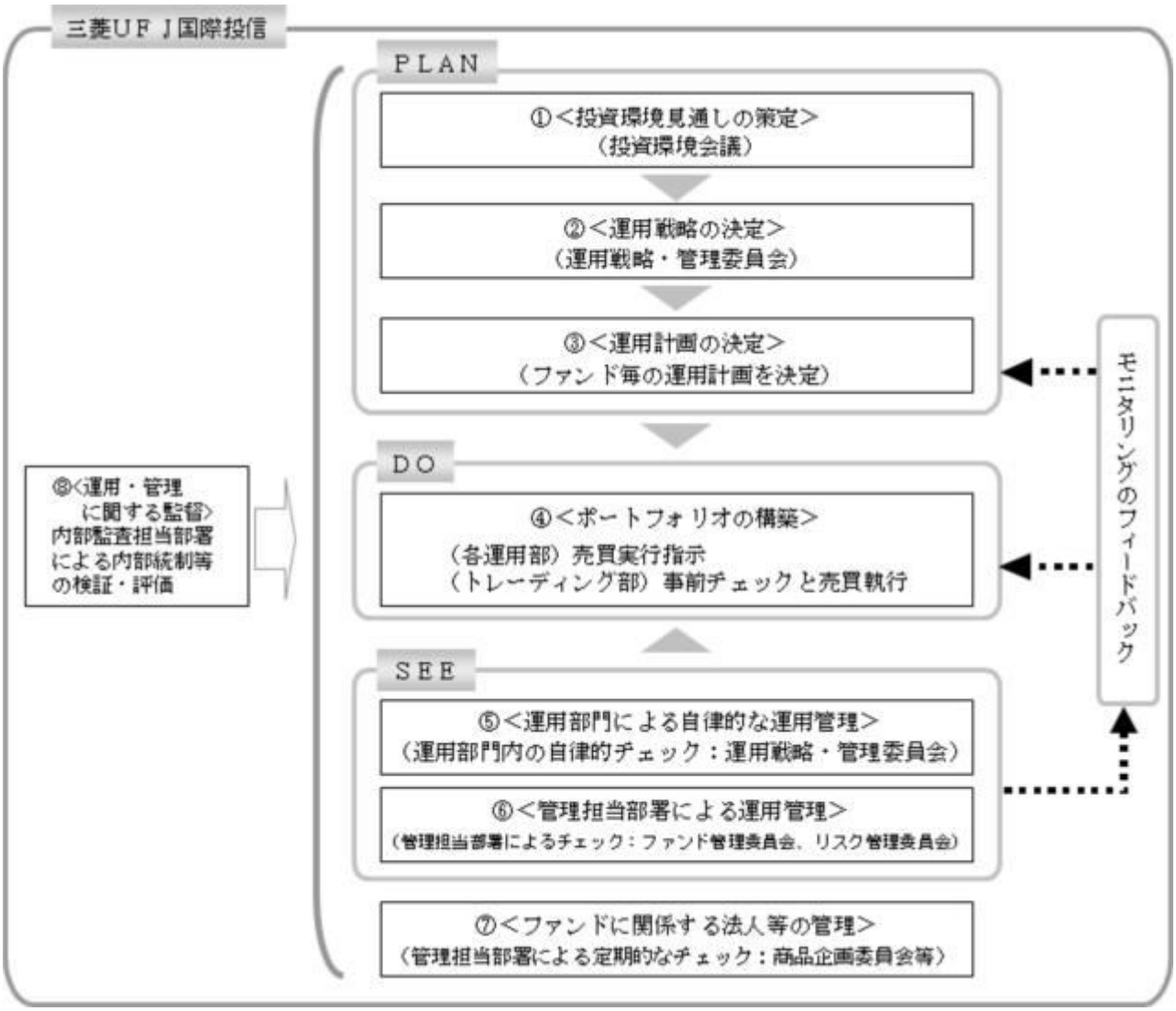

①投資環境見通しの策定
投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。
②運用戦略の決定
運用戦略・管理委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。
③運用計画の決定
②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。
④ポートフォリオの構築
各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。
⑤運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

⑥管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、（a）運用に関するパフォーマンス測定・分析、意図した運用成果が得られていない場合にはその原因の分析のほか、（b）リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、（a）についてはファンド管理委員会における審議を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、（b）についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。
なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
「運用担当者に係る事項」　https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

＜信託約款に定められた投資制限＞

①株式

株式への直接投資は行いません。

②外貨建資産

外貨建資産への直接投資は行いません。

③投資信託証券

投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

④信用取引

信用取引の指図は行いません。

⑤公社債の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ｂ．ａ．の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ｃ．信託財産の一部解約等の事由により、ｂ．の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借

り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

⑥資金の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ｂ．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

ｃ．収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑦信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

（１）投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。
したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
投資信託は預貯金と異なります。
ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。
（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

価格変動リスク	主要投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、実質的に組み入れる有価証券等の価格変動の影響を受けます。 株式の価格は、株式市場全体の動向のほか、発行企業の業績や業績に対する市場の見通しなどの影響を受けて変動します。組入株式の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。 債券の価格は、市場金利の変動の影響を受けて変動します。一般に市場金利が上がると、債券の価格は下落し、組入債券の価格の下落は基準価額の下落要因となります。市場金利の変動による債券価格の変動は、一般にその債券の残存期間が長いほど大きくなる傾向があります。
為替変動リスク	主要投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、実質的に外貨建資産に投資を行う場合があります。 組入外貨建資産のうち債券については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減をはかりますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨の金利より低いときには、これらの金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。 なお、為替ヘッジ比率を引き下げる、あるいは為替ヘッジ比率を100%以上に引き上げることがあります。この場合、為替ヘッジ比率の不足または超過分については為替変動の影響を受けます。 組入外貨建資産のうち株式については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。
信用リスク	有価証券等の発行企業の経営、財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まった場合には、有価証券等の価格が下落（債券の場合は利回りが上昇）すること、配当金が減額あるいは支払いが停止、または利払いや償還金の支払いが滞ること、倒産等によりその価値がなくなること等があります。
流動性リスク	有価証券等を売買しようとする際に、その有価証券等の取引量が十分でない場合や規制等により取引が制限されている場合には、売買が成立しなかったり、十分な数量の売買が出来なかったり、ファンドの売買自体によって市場価格が動き、結果として不利な価格での取引となる場合があります。
カントリーリスク	ファンドは、新興国の株式に実質的な投資を行うことがあります。新興国への投資は、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響などを受けることにより、先進国への投資を行う場合に比べて、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

※留意事項

・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。・各投資対象とする投資信託証券（※）では、投資対象銘柄の選択にESG評価を用いているため、ESG評価に基づく銘柄組入れおよび除外基準により、ファンドの主要投資対象市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。また投資機会や投資対象となる銘柄が制限される場合があります。投資先企業のESGにかかる評価に際し、第三者データなどを活用することがあります。企業開示が不十分などの理由からこれらのデータや情報が不完全な場合などには、投資対象銘柄の選択の判断に影響する場合があります。

※「ベイリー・ギフォード・ワールドワイド・ポジティブ・チェンジ・ファンド－クラスＣ・ＪＰＹ・アキュムレーション（円建）」（以下、世界株式部分）は以下投資先ファンドの留意点をご確認ください。

＜世界株式部分にかかる留意点＞

・投資先ファンドの運用プロセスにより、ESGやインパクト基準に沿わないと考えられる銘柄は除外されるため、当該基準のないファンドと比較して投資銘柄が制限され、当該基準のないファンドとは異なる運用成果を示す可能性があります。
・投資先ファンドでは、投資対象企業の環境、社会およびガバナンス特性（以下、ESG）にかかる評価に際し、一部第三者プロバイダーが提供するデータを活用します。当該データの活用に際し、投資先企業のESG開示自体が不十分であること、データ自体が過去の利用可能なデータに基づいたものであり将来を予測するものではないこと、ESG評価の基準策定は主観的な判断が伴うため第三者プロバイダーごとにESG評価に差が生じ得ること、重要なESG課題に関して十分に考慮できていない可能性があることなどが制約となる場合があります。
・投資先ファンドでは、インパクト・テーマを設定し期待するインパクトを想定し運用を行いますが、投資時点で想定したインパクトが達成できない可能性があります。

・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

（２）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。
また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。
具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

①コンプライアンス担当部署
法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

②リスク管理担当部署
運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

③内部監査担当部署
委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

＜投資対象ファンド（国内投資信託を除く）の信用リスク管理方法＞

投資対象ファンドの管理会社および投資運用会社は、投資対象ファンドにおいて、欧州委員会が制
定した指令（UCITS指令）に定めるリスク管理方法に基づき信用リスクを管理します。

＊組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

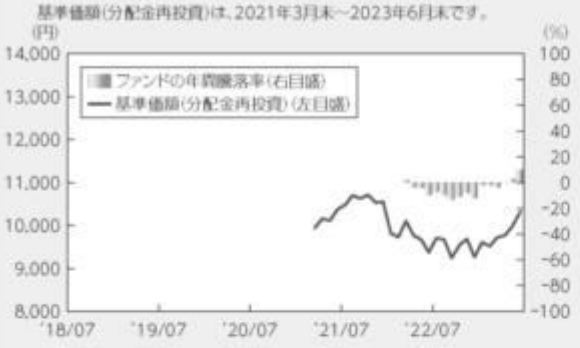

● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

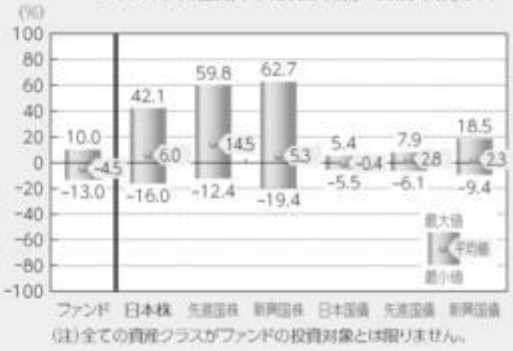

(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

ありません。

※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

（２）【換金（解約）手数料】

かかりません。
※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

（３）【信託報酬等】

・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年0.594%（税抜0.540%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

１万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）
※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

・信託報酬は、毎計算期間の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.275%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.225%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.040%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

・投資対象とする外国投資証券の投資運用会社報酬
委託会社が受ける報酬から、当該外国投資証券のファンド組入額の年0.40%以内が支払われます。

受益者が負担する実質的な信託報酬率（概算値）は、次の通りとなります。

実質的な信託報酬率（概算値）	うち投資信託証券に係る率
年0.66825%（税込）程度	年0.07425%（税込）程度(*)

（＊）ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬は最大年0.121%（税込）です。

（注）上記概算値は、投資対象とする投資信託証券の信託報酬率を合わせた実質的な信託報酬率を算出したものです（2023年３月25日現在）。各投資信託証券への投資比率が変動する可能性や投資信託証券の変更の可能性があることから、実質的な信託報酬率は変動します。したがって事前に固定の料率、上限額等を表示することはできません。ファンドが投資対象とする外国投資証券の信託報酬率には消費税等相当額はかかりません。

＜ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬率＞

投資信託証券の名称	信託報酬率
日本株ＥＳＧアクティブマザーファンド	－
ベイリー・ギフォード・ワールドワイド・ポジティブ・チェンジ・ファンド－クラスＣ・ＪＰＹ・アキュムレーション	年0.055%以内
ヘッジ付気候リスク調整世界国債インデックスファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）	年0.121%（税抜 0.11%）

上記の信託報酬率は、今後変更となる場合があります。上記の他、諸費用が別途かかります。
申込手数料はかかりません。

（４）【その他の手数料等】

・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。
確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。
上記以外の場合の課税の取扱いは、次の通りです。

①個人の受益者に対する課税
受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。
１．収益分配金の課税
普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。
原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税５%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。
２．解約時および償還時の課税
解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。
20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税５%）の税率による申告分離課税が適用されます。
特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税５%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。
解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。
買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。
②法人の受益者に対する課税
受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。
買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について
①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。
③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について
受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。
なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は2023年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【三菱ＵＦＪ　ＤＣ世界ＥＳＧバランスファンド】

（1）【投資状況】

2023年 6月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	84,202,242	49.29
投資証券	アイルランド	42,373,105	24.81
親投資信託受益証券	日本	41,751,498	24.44
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	―	2,487,741	1.46
純資産総額		170,814,586	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ａ評価額上位３０銘柄

2023年 6月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
日本	投資信託受益証券	ヘッジ付気候リスク調整世界国債インデックスファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）	100,444,044	0.8334	83,714,601	0.8383	84,202,242	49.29
アイルランド	投資証券	ベイリー・ギフォード・ワールドワイド・ポジティブ・チェンジ・ファンド－クラスＣ・ＪＰＹ・アキュムレーション	16,111.267	2,614.24	42,118,796	2,630.0294	42,373,105	24.81
日本	親投資信託受益証券	日本株ＥＳＧアクティブマザーファンド	20,897,692	1.9672	41,109,939	1.9979	41,751,498	24.44

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

2023年 6月30日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	49.29
投資証券	24.81
親投資信託受益証券	24.44
合計	98.54

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および2023年6月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額（1万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末日 (2021年 6月25日)	4,144,145	4,144,145	10,360	10,360
第2計算期間末日 (2022年 6月27日)	51,403,735	51,403,735	9,426	9,426
第3計算期間末日 (2023年 6月26日)	166,900,834	166,900,834	10,228	10,228

2022年 6月末日	51,105,504	—	9,372	—
7月末日	82,455,171	—	9,710	—
8月末日	95,205,811	—	9,674	—
9月末日	99,261,244	—	9,245	—
10月末日	103,667,049	—	9,537	—
11月末日	105,720,782	—	9,688	—
12月末日	111,700,885	—	9,266	—
2023年 1月末日	130,869,040	—	9,608	—
2月末日	141,306,428	—	9,518	—
3月末日	151,767,349	—	9,721	—
4月末日	153,757,081	—	9,770	—
5月末日	157,582,944	—	9,989	—
6月末日	170,814,586	—	10,311	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円
第3計算期間	0円

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第1計算期間	3.60
第2計算期間	△9.01
第3計算期間	8.50

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	4,000,000	—	4,000,000
第2計算期間	57,019,129	6,482,883	54,536,246
第3計算期間	153,070,650	44,422,417	163,184,479

（参考）

日本株ＥＳＧアクティブマザーファンド

投資状況

2023年 6月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
株式	日本	2,316,649,300	96.06
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	―	94,962,563	3.94
純資産総額		2,411,611,863	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

ａ評価額上位３０銘柄

2023年 6月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
日本	株式	カプコン	情報・通信業	22,800	5,433.20	123,876,997	5,695.00	129,846,000	5.38
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	9,500	13,254.83	125,920,973	12,965.00	123,167,500	5.11
日本	株式	日立製作所	電気機器	13,200	8,057.00	106,352,400	8,896.00	117,427,200	4.87
日本	株式	味の素	食料品	17,900	5,378.00	96,266,200	5,724.00	102,459,600	4.25
日本	株式	三菱マテリアル	非鉄金属	38,400	2,389.98	91,775,499	2,583.50	99,206,400	4.11
日本	株式	バンダイナムコホールディングス	その他製品	28,600	3,285.13	93,954,827	3,321.00	94,980,600	3.94
日本	株式	凸版印刷	その他製品	30,500	2,904.00	88,572,000	3,100.00	94,550,000	3.92
日本	株式	富士通	電気機器	5,000	18,105.00	90,525,000	18,595.00	92,975,000	3.86
日本	株式	三菱ケミカルグループ	化学	99,500	820.70	81,659,650	863.20	85,888,400	3.56
日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	13,600	6,293.19	85,587,420	6,205.00	84,388,000	3.50
日本	株式	ディスコ	機械	3,600	19,590.00	70,524,000	22,610.00	81,396,000	3.38
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	35,200	1,954.45	68,796,640	2,308.50	81,259,200	3.37
日本	株式	三菱商事	卸売業	10,400	5,639.00	58,645,600	6,930.00	72,072,000	2.99
日本	株式	積水ハウス	建設業	24,800	2,845.41	70,566,336	2,905.50	72,056,400	2.99
日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	11,900	5,691.68	67,731,017	5,892.00	70,114,800	2.91
日本	株式	リコー	電気機器	57,100	1,174.00	67,035,400	1,222.50	69,804,750	2.89
日本	株式	日本瓦斯	小売業	33,100	2,012.00	66,597,200	2,021.50	66,911,650	2.77
日本	株式	第一三共	医薬品	14,400	4,581.00	65,966,400	4,550.00	65,520,000	2.72
日本	株式	村田製作所	電気機器	7,900	8,107.00	64,045,300	8,236.00	65,064,400	2.70
日本	株式	奥村組	建設業	15,700	3,865.00	60,680,500	4,070.00	63,899,000	2.65
日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	9,900	5,234.00	51,816,600	5,601.00	55,449,900	2.30
日本	株式	ヤマハ	その他製品	9,400	5,550.00	52,170,000	5,506.00	51,756,400	2.15

日本	株式	ニフコ	化学	11,800	3,875.00	45,725,000	4,259.00	50,256,200	2.08
日本	株式	オムロン	電気機器	5,600	8,516.00	47,689,600	8,768.00	49,100,800	2.04
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	10,600	4,556.00	48,293,600	4,527.00	47,986,200	1.99
日本	株式	北國フィナンシャルホールディングス	銀行業	10,200	4,935.00	50,337,000	4,150.00	42,330,000	1.76
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	9,000	4,327.00	38,943,000	4,563.00	41,067,000	1.70
日本	株式	京セラ	電気機器	5,100	7,588.00	38,698,800	7,791.00	39,734,100	1.65
日本	株式	丸井グループ	小売業	14,200	2,381.00	33,810,200	2,508.00	35,613,600	1.48
日本	株式	南都銀行	銀行業	14,300	2,384.00	34,091,200	2,435.00	34,820,500	1.44

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

2023年 6月30日現在

種類	業種	投資比率（%）
株式	建設業	5.64
	食料品	5.54
	繊維製品	0.97
	パルプ・紙	0.90
	化学	5.65
	医薬品	4.71
	ゴム製品	2.91
	非鉄金属	4.11
	機械	4.49
	電気機器	23.11
	輸送用機器	3.37
	精密機器	0.73
	その他製品	10.01
	陸運業	0.60
	情報・通信業	5.38
	卸売業	2.99
	小売業	7.75
	銀行業	3.20
	サービス業	4.00
	小計	96.06
合計		96.06

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

ヘッジ付気候リスク調整世界国債インデックスファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）

投資状況

2023年 6月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	1,081,977,227	99.98
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	―	213,628	0.02
純資産総額		1,082,190,855	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

ａ評価額上位３０銘柄

2023年 6月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	ヘッジ付気候リスク調整海外国債インデックスマザーファンド	1,127,244,704	0.8147	918,367,812	0.8108	913,970,006	84.46
日本	親投資信託受益証券	日本国債インデックスマザーファンド	174,571,095	0.9681	169,017,139	0.9624	168,007,221	15.52

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

2023年 6月30日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.98
合計	99.98

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

ヘッジ付気候リスク調整海外国債インデックスマザーファンド

投資状況

2023年 6月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	358,443,432	39.22
	イタリア	110,780,679	12.12
	ドイツ	107,648,981	11.78
	フランス	96,678,291	10.58
	イギリス	85,286,231	9.33
	スペイン	75,090,011	8.22
	中国	20,234,751	2.21
	オーストリア	19,505,806	2.13
	オーストラリア	13,303,359	1.46
	カナダ	11,811,138	1.29
	フィンランド	6,777,648	0.74
	メキシコ	5,848,648	0.64
	アイルランド	5,660,914	0.62
	デンマーク	5,361,147	0.59
	オランダ	4,623,512	0.51
	スウェーデン	4,279,144	0.47
	ポーランド	3,525,579	0.39
	イスラエル	2,977,446	0.33
	ノルウェー	2,927,840	0.32
	ベルギー	2,432,605	0.27
	シンガポール	2,163,293	0.24
	ニュージーランド	1,516,469	0.17
	マレーシア	577,906	0.06
	小計	947,454,830	103.67
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	—	△33,538,199	△3.67
純資産総額		913,916,631	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

ａ評価額上位３０銘柄

2023年 6月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限(年/月/日)	投資比率(%)
アメリカ	国債証券	2 T-NOTE 261115	180,000	13,475.00	24,255,015	13,411.57	24,140,836	2.000000	2026/11/15	2.64
中国	国債証券	2.8 CHINA GOVT 290324	1,000,000	2,022.86	20,228,671	2,023.47	20,234,751	2.800000	2029/3/24	2.21
アメリカ	国債証券	3.125 T-NOTE 281115	140,000	13,887.24	19,442,144	13,805.48	19,327,675	3.125000	2028/11/15	2.11
アメリカ	国債証券	0.5 T-NOTE 270531	150,000	12,596.28	18,894,433	12,533.42	18,800,133	0.500000	2027/5/31	2.06
アメリカ	国債証券	2.5 T-NOTE 250131	130,000	13,949.62	18,134,510	13,915.35	18,089,966	2.500000	2025/1/31	1.98
イタリア	国債証券	1.25 ITALY GOVT 261201	100,000	14,601.93	14,601,940	14,540.99	14,540,996	1.250000	2026/12/1	1.59
アメリカ	国債証券	1.25 T-NOTE 310815	120,000	11,972.43	14,366,923	11,877.85	14,253,422	1.250000	2031/8/15	1.56
スペイン	国債証券	0 SPAIN GOVT 250131	90,000	14,956.41	13,460,771	14,936.82	13,443,146	0.000000	2025/1/31	1.47
ドイツ	国債証券	0 OBL 250411	90,000	14,921.89	13,429,708	14,907.60	13,416,844	0.000000	2025/4/11	1.47
ドイツ	国債証券	0.5 BUND 270815	90,000	14,508.13	13,057,324	14,468.05	13,021,253	0.500000	2027/8/15	1.42
アメリカ	国債証券	4.5 T-NOTE 251115	90,000	14,479.74	13,031,767	14,427.07	12,984,363	4.500000	2025/11/15	1.42
アメリカ	国債証券	1.875 T-NOTE 290228	100,000	12,967.54	12,967,542	12,886.26	12,886,267	1.875000	2029/2/28	1.41
アメリカ	国債証券	2.25 T-NOTE 241115	90,000	13,949.34	12,554,406	13,922.43	12,530,194	2.250000	2024/11/15	1.37
アメリカ	国債証券	0.75 T-NOTE 280131	100,000	12,504.53	12,504,538	12,433.17	12,433,175	0.750000	2028/1/31	1.36
アメリカ	国債証券	2.5 T-NOTE 240531	80,000	14,128.66	11,302,932	14,116.76	11,293,410	2.500000	2024/5/31	1.24
アメリカ	国債証券	2.625 T-NOTE 250415	80,000	13,946.79	11,157,433	13,908.84	11,127,076	2.625000	2025/4/15	1.22
イギリス	国債証券	4.25 GILT 320607	60,000	18,315.49	10,989,294	18,245.78	10,947,472	4.250000	2032/6/7	1.20
イギリス	国債証券	5 GILT 250307	60,000	18,221.84	10,933,106	18,220.35	10,932,215	5.000000	2025/3/7	1.20
アメリカ	国債証券	3.875 T-NOTE 271231	70,000	14,375.81	10,063,070	14,295.95	10,007,169	3.875000	2027/12/31	1.09
アメリカ	国債証券	3.625 T-NOTE 260515	70,000	14,209.58	9,946,710	14,151.25	9,905,875	3.625000	2026/5/15	1.08
アメリカ	国債証券	3 T-BOND 420515	80,000	12,537.95	10,030,362	12,373.70	9,898,965	3.000000	2042/5/15	1.08
イタリア	国債証券	5 ITALY GOVT 250301	60,000	16,096.28	9,657,772	16,058.68	9,635,210	5.000000	2025/3/1	1.05
アメリカ	国債証券	0.875 T-NOTE 301115	80,000	11,811.02	9,448,817	11,714.73	9,371,791	0.875000	2030/11/15	1.03
アメリカ	国債証券	3.375 T-BOND 481115	70,000	13,170.58	9,219,410	12,969.52	9,078,668	3.375000	2048/11/15	0.99
アメリカ	国債証券	3 T-BOND 470515	70,000	12,283.08	8,598,161	12,097.32	8,468,124	3.000000	2047/5/15	0.93
ドイツ	国債証券	0.25 BUND 280815	60,000	14,112.51	8,467,507	14,063.20	8,437,920	0.250000	2028/8/15	0.92
フランス	国債証券	2.75 O.A.T 271025	50,000	15,696.42	7,848,213	15,653.93	7,826,969	2.750000	2027/10/25	0.86
ドイツ	国債証券	6.25 BUND 300104	40,000	19,409.98	7,763,992	19,328.93	7,731,572	6.250000	2030/1/4	0.85
ドイツ	国債証券	0.5 BUND 260215	50,000	14,827.90	7,413,954	14,802.58	7,401,290	0.500000	2026/2/15	0.81
アメリカ	国債証券	4.125 T-NOTE 321115	50,000	14,903.38	7,451,692	14,782.18	7,391,091	4.125000	2032/11/15	0.81

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2023年 6月30日現在

種類	投資比率（%）

国債証券	103.67
合計	103.67

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

日本国債インデックスマザーファンド

投資状況

2023年 6月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
国債証券	日本	7,562,634,720	99.50
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	―	38,006,537	0.50
純資産総額		7,600,641,257	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

ａ評価額上位３０銘柄

2023年 6月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限(年/月/日)	投資比率(%)
日本	国債証券	第１２４回利付国債（２０年）	90,000,000	113.52	102,168,000	113.11	101,803,500	2.000000	2030/12/20	1.34
日本	国債証券	第１２８回利付国債（２０年）	90,000,000	113.26	101,938,500	112.84	101,556,000	1.900000	2031/6/20	1.34
日本	国債証券	第１４１回利付国債（５年）	100,000,000	100.29	100,290,000	100.26	100,268,000	0.100000	2024/9/20	1.32
日本	国債証券	第１４８回利付国債（５年）	99,000,000	100.22	99,221,760	100.22	99,219,780	0.005000	2026/6/20	1.31
日本	国債証券	第３１回利付国債（３０年）	79,000,000	121.51	95,992,900	120.52	95,217,120	2.200000	2039/9/20	1.25
日本	国債証券	第３３回利付国債（３０年）	75,000,000	118.62	88,967,250	117.62	88,218,000	2.000000	2040/9/20	1.16
日本	国債証券	第３５回利付国債（３０年）	73,000,000	118.62	86,594,060	117.58	85,835,590	2.000000	2041/9/20	1.13

日本	国債証券	第４４１回利付国債（２年）	85,000,000	100.18	85,155,550	100.16	85,142,800	0.005000	2024/10/1	1.12
日本	国債証券	第３７回利付国債（３０年）	72,000,000	117.06	84,287,520	116.09	83,589,840	1.900000	2042/9/20	1.10
日本	国債証券	第３２回利付国債（３０年）	68,000,000	123.31	83,852,840	122.20	83,097,360	2.300000	2040/3/20	1.09
日本	国債証券	第１４３回利付国債（５年）	80,000,000	100.34	80,276,800	100.32	80,260,000	0.100000	2025/3/20	1.06
日本	国債証券	第１６２回利付国債（２０年）	78,000,000	99.21	77,390,820	98.51	76,841,700	0.600000	2037/9/20	1.01
日本	国債証券	第１８０回利付国債（２０年）	78,000,000	98.16	76,565,580	97.23	75,839,400	0.800000	2042/3/20	1.00
日本	国債証券	第３７０回利付国債（１０年）	75,000,000	101.20	75,901,050	100.98	75,736,500	0.500000	2033/3/20	1.00
日本	国債証券	第１４６回利付国債（５年）	75,000,000	100.47	75,354,000	100.45	75,342,750	0.100000	2025/12/20	0.99
日本	国債証券	第１５８回利付国債（５年）	75,000,000	100.23	75,176,850	100.21	75,158,250	0.100000	2028/3/20	0.99
日本	国債証券	第８５回利付国債（２０年）	70,000,000	105.96	74,172,700	105.92	74,147,500	2.100000	2026/3/20	0.98
日本	国債証券	第１７６回利付国債（２０年）	79,000,000	93.95	74,225,240	93.10	73,553,740	0.500000	2041/3/20	0.97
日本	国債証券	第４回利付国債（４０年）	60,000,000	123.63	74,181,000	122.32	73,393,200	2.200000	2051/3/20	0.97
日本	国債証券	第２回利付国債（４０年）	60,000,000	123.41	74,051,400	122.29	73,375,200	2.200000	2049/3/20	0.97
日本	国債証券	第３５２回利付国債（１０年）	73,000,000	100.20	73,151,840	100.10	73,075,190	0.100000	2028/9/20	0.96
日本	国債証券	第１７９回利付国債（２０年）	78,000,000	93.21	72,710,040	92.35	72,033,000	0.500000	2041/12/20	0.95
日本	国債証券	第１８回利付国債（３０年）	60,000,000	120.47	72,285,600	119.84	71,909,400	2.300000	2035/3/20	0.95
日本	国債証券	第３６２回利付国債（１０年）	71,000,000	99.20	70,432,710	98.86	70,194,150	0.100000	2031/3/20	0.92
日本	国債証券	第３５０回利付国債（１０年）	70,000,000	100.28	70,198,100	100.23	70,164,500	0.100000	2028/3/20	0.92
日本	国債証券	第１４９回利付国債（５年）	70,000,000	100.21	70,147,000	100.20	70,146,300	0.005000	2026/9/20	0.92
日本	国債証券	第４４５回利付国債（２年）	70,000,000	100.17	70,123,200	100.16	70,116,200	0.005000	2025/2/1	0.92
日本	国債証券	第１１４回利付国債（２０年）	60,000,000	112.84	67,706,400	112.59	67,557,000	2.100000	2029/12/20	0.89
日本	国債証券	第１８３回利付国債（２０年）	63,000,000	108.19	68,164,740	107.21	67,546,080	1.400000	2042/12/20	0.89
日本	国債証券	第７８回利付国債（２０年）	65,000,000	103.95	67,573,350	103.90	67,538,250	1.900000	2025/6/20	0.89

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

2023年 6月30日現在

種類	投資比率（%）
国債証券	99.50
合計	99.50

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

≪参考情報≫

運用実績

2023年6月30日現在

■基準価額・純資産の推移　2021年3月25日(設定日)～2023年6月30日

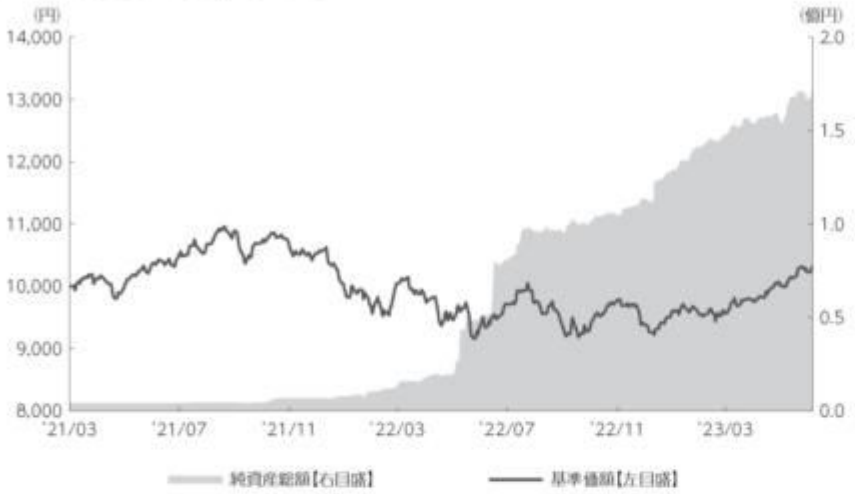

・基準価額は10,000を起点として表示
・基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	10,311円
純資産総額	1.7億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2023 年　6月	0円
2022 年　6月	0円
2021 年　6月	0円
設定来累計	0円

・分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

	組入上位銘柄	比率
1	ヘッジ付気候リスク調整世界国債インデックスファンド(FOFs用)(適格機関投資家限定)	49.3%
2	ベイリー・ギフォード・ワールドワイド・ポジティブ・チェンジ・ファンド クラスC・JPY・アキュムレーション	24.8%
3	日本株ESGアクティブマザーファンド	24.4%

・比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

■年間収益率の推移

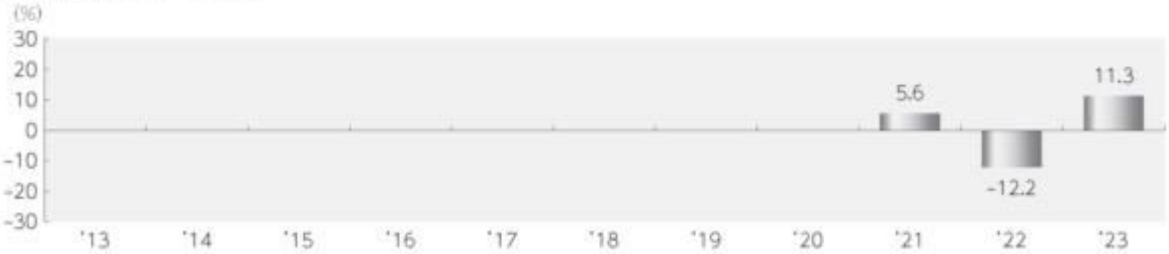

・収益率は基準価額で計算
・2021年は設定日から年末までの、2023年は年初から6月30日までの収益率を表示
・ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。
ただし、以下の日は申込みができません。
ロンドンの銀行の休業日およびその前営業日
ロンドンにおける債券市場の取引停止日およびその前営業日
ニューヨークの銀行の休業日およびその前営業日
ニューヨークにおける債券市場の取引停止日およびその前営業日
ダブリンの銀行の休業日およびその前営業日
ダブリンの銀行の休業日が２営業日以上連続する場合、その連続休業日の直前４営業日間
取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位

１円以上１円単位

③申込価額

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額

④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込価額の照会方法

申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。
また、下記においてもご照会いただけます。
三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
お客様専用フリーダイヤル　0120-151034
（受付時間：営業日の9:00～17:00）
ホームページアドレス　https://www.am.mufg.jp/

⑥申込手数料

ありません。

⑦申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。
取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後３時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象証券の取得の制限、投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。
また、信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、取得申込みの受付を中止することがあります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

２【換金（解約）手続等】

①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。
ただし、以下の日は解約の請求ができません。
　ロンドンの銀行の休業日およびその前営業日
　ロンドンにおける債券市場の取引停止日およびその前営業日
　ニューヨークの銀行の休業日およびその前営業日
　ニューヨークにおける債券市場の取引停止日およびその前営業日
　ダブリンの銀行の休業日およびその前営業日
　ダブリンの銀行の休業日が２営業日以上連続する場合、その連続休業日の直前４営業日間
受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②解約単位
１口単位

③解約価額
解約請求受付日の翌々営業日の基準価額

④信託財産留保額
ありません。

⑤解約価額の算出頻度
原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法
解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。
なお、下記においてもご照会いただけます。
　三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
　お客様専用フリーダイヤル　0120-151034
　（受付時間：営業日の9:00～17:00）
　ホームページアドレス　https://www.am.mufg.jp/

⑦支払開始日
解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して６営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間
解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後３時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し
委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象証券の換金の制限、投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求の受付を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。
また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

※投資対象とする外国投資証券については、資金流出入にともない発生する取引費用などによる純資産への影響を軽減するため、資金流出入が純流入の場合は基準価額が上方に、純流出の場合は下方に調整が行われることがあります。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
お客様専用フリーダイヤル　0120-151034
（受付時間：営業日の9:00～17:00）
ホームページアドレス　https://www.am.mufg.jp/

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限（2021年３月25日設定）
ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

（４）【計算期間】

毎年６月26日から翌年６月25日まで
ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。
なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

①ファンドの償還条件等
委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）
・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。
委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

②信託約款の変更等
委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ファンドの償還等に関する開示方法
委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議につ

いて賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

④反対受益者の受益権買取請求の不適用
委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託会社が信託約款の規定に基づいて信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

⑤関係法人との契約の更改
委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から１年とします。ただし双方から契約満了日の３ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに１年間延長するものとし、その後も同様とします。

⑥運用報告書
委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い
受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑨信託事務の再信託
受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告
委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
https://www.am.mufg.jp/
なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（１）収益分配金に対する受領権
受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

（２）償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。
償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。
ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。
くわしくは「第２　管理及び運営　２　換金（解約）手続等」を参照してください。

第３【ファンドの経理状況】

１　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２　当ファンドは、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づき、当期（2022年 6月28日から2023年 6月26日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

１【財務諸表】

【三菱ＵＦＪ　ＤＣ世界ＥＳＧバランスファンド】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第2期 ［ 2022年 6月27日現在 ］	第3期 ［ 2023年 6月26日現在 ］
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,513,810	6,660,265
投資信託受益証券	25,288,869	82,564,601
投資証券	12,598,963	40,788,796
親投資信託受益証券	12,694,403	41,109,939
未収入金	550,000	-
流動資産合計	52,646,045	171,123,601
資産合計	52,646,045	171,123,601
負債の部		
流動負債		
未払金	360,000	-
未払解約金	830,624	3,790,836
未払受託者報酬	3,815	31,848
未払委託者報酬	47,687	398,050
未払利息	1	16
その他未払費用	183	2,017
流動負債合計	1,242,310	4,222,767
負債合計	1,242,310	4,222,767
純資産の部		
元本等		
元本	54,536,246	163,184,479
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△3,132,511	3,716,355
（分配準備積立金）	85,799	9,442,940
元本等合計	51,403,735	166,900,834
純資産合計	51,403,735	166,900,834
負債純資産合計	52,646,045	171,123,601

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期 自　2021年 6月26日 至　2022年 6月27日	第3期 自　2022年 6月28日 至　2023年 6月26日
営業収益		
受取利息	-	6
有価証券売買等損益	△1,910,994	12,351,101
営業収益合計	△1,910,994	12,351,107
営業費用		
支払利息	28	813
受託者報酬	4,886	52,722
委託者報酬	61,153	658,959
その他費用	201	3,312
営業費用合計	66,268	715,806
営業利益又は営業損失（△）	△1,977,262	11,635,301
経常利益又は経常損失（△）	△1,977,262	11,635,301
当期純利益又は当期純損失（△）	△1,977,262	11,635,301
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△289,528	1,063,663
期首剰余金又は期首欠損金（△）	144,145	△3,132,511
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	2,153,804
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	2,153,804
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,588,922	5,876,576
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	85,457	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,503,465	5,876,576
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△3,132,511	3,716,355

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年6月25日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間および当計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は2022年6月28日から2023年 6月26日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第2期 [2022年 6月27日現在]	第3期 [2023年 6月26日現在]
１． 期首元本額	4,000,000円	54,536,246円
期中追加設定元本額	57,019,129円	153,070,650円
期中一部解約元本額	6,482,883円	44,422,417円
２． 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	3,132,511円	－円
３． 受益権の総数	54,536,246口	163,184,479口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第2期
自 2021年 6月26日
至 2022年 6月27日

１.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	－円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	1,890,848円

第3期
自 2022年 6月28日
至 2023年 6月26日

１.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	646,834円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	8,735,648円
収益調整金額	C	5,924,183円

第2期 自 2021年 6月26日 至 2022年 6月27日			第3期 自 2022年 6月28日 至 2023年 6月26日		
分配準備積立金額	D	85,799円	分配準備積立金額	D	60,458円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,976,647円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	15,367,123円
当ファンドの期末残存口数	F	54,536,246口	当ファンドの期末残存口数	F	163,184,479口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	362円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	941円
1万口当たり分配金額	H	一円	1万口当たり分配金額	H	一円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	一円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	一円

（金融商品に関する注記）

1　金融商品の状況に関する事項

区分	第2期 自 2021年 6月26日 至 2022年 6月27日	第3期 自 2022年 6月28日 至 2023年 6月26日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左

区分	第2期 自 2021年 6月26日 至 2022年 6月27日	第3期 自 2022年 6月28日 至 2023年 6月26日
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

２　金融商品の時価等に関する事項

区分	第2期 ［2022年 6月27日現在］	第3期 ［2023年 6月26日現在］
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	（1）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （2）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （3）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（1）有価証券 同左 （2）デリバティブ取引 同左 （3）上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種類	第2期 ［2022年 6月27日現在］	第3期 ［2023年 6月26日現在］
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）

投資信託受益証券	△899,154	△3,558,213
投資証券	△808,360	7,205,459
親投資信託受益証券	12,151	6,563,964
合計	△1,695,363	10,211,210

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第2期 ［2022年 6月27日現在］	第3期 ［2023年 6月26日現在］
1口当たり純資産額	0.9426円	1.0228円
(1万口当たり純資産額)	(9,426円)	(10,228円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表
(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ヘッジ付気候リスク調整世界国債インデックスファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）	99,069,596	82,564,601	
投資信託受益証券 合計		99,069,596	82,564,601	
投資証券	ベイリー・ギフォード・ワールドワイド・ポジティブ・チェンジ・ファンド－クラスＣ・ＪＰＹ・アキュムレーション	15,594.77	40,788,796	
投資証券 合計		15,594.77	40,788,796	
親投資信託受益証券	日本株ＥＳＧアクティブマザーファンド	20,897,692	41,109,939	

親投資信託受益証券 合計	20,897,692	41,109,939	
合計	119,982,882.77	164,463,336	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

日本株ＥＳＧアクティブマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	［2023年 6月26日現在］
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	97,469,054
株式	2,260,905,650
未収配当金	10,521,850
流動資産合計	2,368,896,554
資産合計	2,368,896,554
負債の部	
流動負債	
未払解約金	2,330,855
未払利息	244
流動負債合計	2,331,099
負債合計	2,331,099
純資産の部	
元本等	
元本	1,202,988,239
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	1,163,577,216
元本等合計	2,366,565,455
純資産合計	2,366,565,455
負債純資産合計	2,368,896,554

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[2023年 6月26日現在]
１． 期首	2022年 6月28日
期首元本額	1,063,480,404円
期中追加設定元本額	497,381,479円
期中一部解約元本額	357,873,644円
元本の内訳※	
国内株式セレクション（ラップ向け）	879,998,227円
三菱ＵＦＪ　ＤＣ日本株ＥＳＧアクティブファンド	277,443,944円
三菱ＵＦＪ　ＤＣ世界ＥＳＧバランスファンド	20,897,692円
三菱ＵＦＪ　アドバンスト・バランス（安定型）	3,159,947円
三菱ＵＦＪ　アドバンスト・バランス（安定成長型）	21,488,429円
合計	1,202,988,239円
２． 受益権の総数	1,202,988,239口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

１　金融商品の状況に関する事項

区分	自 2022年 6月28日 至 2023年 6月26日
１.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
３.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

２　金融商品の時価等に関する事項

区分	［2023年 6月26日現在］
１.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
２.時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	［2023年 6月26日現在］
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	58,808,254
合計	58,808,254

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	［2023年 6月26日現在］
1口当たり純資産額	1.9672円
(1万口当たり純資産額)	(19,672円)

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式

（単位：円）

	銘　柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
1833	奥村組	15,700	4,035.00	63,349,500	
1928	積水ハウス	23,200	2,842.00	65,934,400	
2802	味の素	17,900	5,774.00	103,354,600	
2908	フジッコ	16,600	1,893.00	31,423,800	
8114	デサント	5,700	4,015.00	22,885,500	
3863	日本製紙	18,400	1,205.00	22,172,000	
4188	三菱ケミカルグループ	99,500	847.00	84,276,500	
7988	ニフコ	11,800	3,888.00	45,878,400	
4502	武田薬品工業	10,600	4,548.00	48,208,800	
4568	第一三共	14,400	4,595.00	66,168,000	
5108	ブリヂストン	11,200	5,931.00	66,427,200	
5711	三菱マテリアル	36,600	2,599.00	95,123,400	
6146	ディスコ	3,600	21,830.00	78,588,000	
6370	栗田工業	4,900	5,504.00	26,969,600	
6501	日立製作所	13,200	8,692.00	114,734,400	
6645	オムロン	5,600	8,588.00	48,092,800	
6702	富士通	5,000	18,285.00	91,425,000	
6758	ソニーグループ	9,100	12,990.00	118,209,000	
6971	京セラ	5,100	7,809.00	39,825,900	
6981	村田製作所	7,900	8,091.00	63,918,900	
7752	リコー	57,100	1,210.50	69,119,550	
7203	トヨタ自動車	40,400	2,221.00	89,728,400	
7701	島津製作所	4,000	4,399.00	17,596,000	
7832	バンダイナムコホールディングス	27,200	3,267.00	88,862,400	
7911	凸版印刷	30,500	3,043.00	92,811,500	
7951	ヤマハ	9,400	5,480.00	51,512,000	
9147	ＮＩＰＰＯＮ　ＥＸＰＲＥＳＳホールディン	1,800	8,312.00	14,961,600	

9697	カプコン	22,000	5,436.00	119,592,000	
8058	三菱商事	10,400	6,924.00	72,009,600	
3382	セブン＆アイ・ホールディングス	12,900	6,085.00	78,496,500	
8174	日本瓦斯	33,100	1,980.00	65,538,000	
8252	丸井グループ	14,200	2,398.00	34,051,600	
7381	北國フィナンシャルホールディングス	10,200	4,090.00	41,718,000	
8367	南都銀行	14,300	2,397.00	34,277,100	
4661	オリエンタルランド	9,900	5,343.00	52,895,700	
6098	リクルートホールディングス	9,000	4,530.00	40,770,000	
合　計		642,400		2,260,905,650	

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

ヘッジ付気候リスク調整世界国債インデックスファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）

（１）貸借対照表

（単位：円）

	第2期 ［ 2022年 6月27日現在 ］	第3期 ［ 2023年 6月26日現在 ］
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,082,637	905,619
親投資信託受益証券	1,084,533,309	1,086,230,385
未収入金	4,810,126	-
流動資産合計	1,090,426,072	1,087,136,004
資産合計	1,090,426,072	1,087,136,004
負債の部		
流動負債		
未払解約金	189,999	-

未払受託者報酬	126,222	117,934
未払委託者報酬	567,941	530,653
未払利息	1	2
その他未払費用	22,660	21,172
流動負債合計	906,823	669,761
負債合計	906,823	669,761
純資産の部		
元本等		
元本	1,226,398,506	1,297,069,596
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△136,879,257	△210,603,353
（分配準備積立金）	25,319,383	44,281,026
元本等合計	1,089,519,249	1,086,466,243
純資産合計	1,089,519,249	1,086,466,243
負債純資産合計	1,090,426,072	1,087,136,004

（２）損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第2期 自　2021年 6月26日 至　2022年 6月27日	第3期 自　2022年 6月28日 至　2023年 6月26日
営業収益		
受取利息	-	3
有価証券売買等損益	△130,688,037	△62,790,561
営業収益合計	△130,688,037	△62,790,558
営業費用		
支払利息	49	199
受託者報酬	259,279	238,116
委託者報酬	1,166,640	1,071,399
その他費用	46,552	42,745
営業費用合計	1,472,520	1,352,459
営業利益又は営業損失（△）	△132,160,557	△64,143,017
経常利益又は経常損失（△）	△132,160,557	△64,143,017
当期純利益又は当期純損失（△）	△132,160,557	△64,143,017
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△191,711	△284,056
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△2,611,585	△136,879,257
剰余金増加額又は欠損金減少額	8,031	1,220,292
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	8,031	1,220,292
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,306,857	11,085,427
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,306,857	11,085,427
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△136,879,257	△210,603,353

（３）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年6月25日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間および当計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は2022年6月28日から2023年 6月26日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第2期 [2022年 6月27日現在]	第3期 [2023年 6月26日現在]
１．　期首元本額	1,199,991,386円	1,226,398,506円
期中追加設定元本額	29,246,857円	81,575,427円
期中一部解約元本額	2,839,737円	10,904,337円
２．　元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	136,879,257円	210,603,353円
３．　受益権の総数	1,226,398,506口	1,297,069,596口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第2期
自 2021年 6月26日
至 2022年 6月27日

１.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	20,342,301円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	160,354円
分配準備積立金額	D	4,977,082円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	25,479,737円
当ファンドの期末残存口数	F	1,226,398,506口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	207円
1万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	－円

第3期
自 2022年 6月28日
至 2023年 6月26日

１.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	19,179,320円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	1,948,962円
分配準備積立金額	D	25,101,706円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	46,229,988円
当ファンドの期末残存口数	F	1,297,069,596口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	356円
1万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	－円

（金融商品に関する注記）

１　金融商品の状況に関する事項

区分	第2期 自 2021年 6月26日 至 2022年 6月27日	第3期 自 2022年 6月28日 至 2023年 6月26日

１.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
２.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
３.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

２　金融商品の時価等に関する事項

区分	第2期 ［2022年 6月27日現在］	第3期 ［2023年 6月26日現在］
１.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
２.時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品 同左
３.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第2期 ［2022年 6月27日現在］	第3期 ［2023年 6月26日現在］
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	△120,131,936	△58,334,734
合計	△120,131,936	△58,334,734

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第2期 ［2022年 6月27日現在］	第3期 ［2023年 6月26日現在］
1口当たり純資産額	0.8884円	0.8376円
(1万口当たり純資産額)	(8,884円)	(8,376円)

（４）附属明細表

第１　有価証券明細表
(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	ヘッジ付気候リスク調整海外国債インデックスマザーファンド	1,123,263,006	915,122,370	
	日本国債インデックスマザーファンド	176,727,965	171,108,015	
合計		1,299,990,971	1,086,230,385	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

ヘッジ付気候リスク調整海外国債インデックスマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	［2023年 6月26日現在］
資産の部	
流動資産	
預金	2,956,988
コール・ローン	3,001,796
国債証券	939,618,510
未収利息	5,349,889
前払費用	1,361,425
流動資産合計	952,288,608
資産合計	952,288,608
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	37,151,293
未払利息	7
流動負債合計	37,151,300
負債合計	37,151,300
純資産の部	
元本等	
元本	1,123,263,006
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	△208,125,698

元本等合計	915,137,308
純資産合計	915,137,308
負債純資産合計	952,288,608

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第６０条および第６１条にしたがって処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[2023年 6月26日現在]
1． 期首	2022年 6月28日
期首元本額	986,075,474円
期中追加設定元本額	200,716,360円
期中一部解約元本額	63,528,828円
元本の内訳※	
ヘッジ付気候リスク調整世界国債インデックスファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）	1,123,263,006円
合計	1,123,263,006円
2． 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	208,125,698円
3． 受益権の総数	1,123,263,006口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1　金融商品の状況に関する事項

区分	自 2022年 6月28日 至 2023年 6月26日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。

2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2　金融商品の時価等に関する事項

区分	［2023年 6月26日現在］
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	（1）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （2）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 （3）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種類	［2023年 6月26日現在］
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	△42,399,908
合計	△42,399,908

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項

通貨関連

［2023年 6月26日現在］

区分	種類	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	アメリカドル	350,792,715	—	361,613,480	△10,820,765
	カナダドル	11,462,178	—	12,185,600	△723,422
	オーストラリアドル	13,081,502	—	13,773,123	△691,621
	イギリスポンド	80,617,400	—	85,009,256	△4,391,856
	シンガポールドル	2,163,535	—	2,227,260	△63,725
	マレーシアリンギット	574,199	—	582,467	△8,268
	ニュージーランドドル	1,511,481	—	1,587,119	△75,638
	スウェーデンクローネ	4,218,602	—	4,404,224	△185,622
	ノルウェークローネ	2,814,106	—	2,997,505	△183,399
	デンマーククローネ	5,252,385	—	5,478,390	△226,005
	メキシコペソ	5,537,715	—	5,916,746	△379,031
	イスラエルシェケル	2,845,289	—	3,004,447	△159,158
	ポーランドズロチ	3,348,109	—	3,586,279	△238,170
	中国元	20,039,371	—	20,385,286	△345,915
	ユーロ	410,586,958	—	429,245,656	△18,658,698
合計		914,845,545	—	951,996,838	△37,151,293

（注）時価の算定方法

1　対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

（イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

（ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2　対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	［2023年 6月26日現在］
1口当たり純資産額	0.8147円
(1万口当たり純資産額)	(8,147円)

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

通貨	種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
アメリカドル	国債証券	0.25 T-NOTE 250630	50,000.00	45,792.96	
		0.25 T-NOTE 250731	50,000.00	45,643.55	
		0.375 T-NOTE 240815	20,000.00	18,936.32	
		0.375 T-NOTE 251231	20,000.00	18,090.22	
		0.375 T-NOTE 260131	40,000.00	36,039.06	
		0.5 T-NOTE 270531	150,000.00	130,315.42	
		0.625 T-NOTE 260731	20,000.00	17,890.62	
		0.75 T-NOTE 280131	100,000.00	86,244.14	

		0.875 T-NOTE 301115	80,000.00	65,168.75	
		1.125 T-BOND 400815	30,000.00	19,436.13	
		1.125 T-NOTE 280229	10,000.00	8,761.13	
		1.25 T-BOND 500515	30,000.00	16,956.44	
		1.25 T-NOTE 280531	50,000.00	43,826.16	
		1.25 T-NOTE 310815	120,000.00	99,089.06	
		1.5 T-NOTE 300215	40,000.00	34,489.05	
		1.625 T-BOND 501115	40,000.00	24,951.56	
		1.875 T-NOTE 290228	100,000.00	89,437.50	
		2 T-BOND 510815	10,000.00	6,841.60	
		2 T-NOTE 261115	180,000.00	167,287.50	
		2.25 T-BOND 410515	10,000.00	7,752.53	
		2.25 T-BOND 520215	70,000.00	50,765.03	
		2.25 T-NOTE 241115	90,000.00	86,588.08	
		2.25 T-NOTE 270815	10,000.00	9,294.53	
		2.5 T-NOTE 240531	80,000.00	77,956.63	
		2.5 T-NOTE 250131	130,000.00	125,074.21	
		2.625 T-NOTE 250415	80,000.00	76,953.12	
		2.75 T-NOTE 250831	50,000.00	48,062.50	
		2.75 T-NOTE 320815	30,000.00	27,657.99	
		2.875 T-BOND 490515	60,000.00	49,864.45	
		2.875 T-NOTE 280515	20,000.00	18,977.34	
		3 T-BOND 420515	80,000.00	69,179.68	
		3 T-BOND 470515	70,000.00	59,301.75	
		3.125 T-BOND 411115	30,000.00	26,603.32	
		3.125 T-BOND 430215	20,000.00	17,548.04	
		3.125 T-NOTE 281115	150,000.00	143,695.31	
		3.375 T-BOND 481115	70,000.00	63,586.52	
		3.375 T-NOTE 330515	10,000.00	9,699.21	
		3.5 T-BOND 390215	10,000.00	9,650.58	
		3.625 T-BOND 440215	20,000.00	18,866.79	
		3.625 T-BOND 530215	20,000.00	19,282.80	
		3.625 T-NOTE 260515	70,000.00	68,602.73	
		3.875 T-NOTE 271231	70,000.00	69,405.27	
		4 T-NOTE 291031	40,000.00	40,146.87	

		4.125 T-NOTE 321115	50,000.00	51,394.53	
		4.25 T-BOND 401115	30,000.00	31,382.22	
		4.25 T-NOTE 240930	30,000.00	29,656.64	
		4.5 T-NOTE 251115	90,000.00	89,880.46	
		4.625 T-NOTE 260315	50,000.00	50,271.46	
		5 T-BOND 370515	10,000.00	11,393.94	
		6.125 T-BOND 271115	30,000.00	32,436.32	
		6.25 T-BOND 300515	20,000.00	22,838.28	
アメリカドル合計			2,740,000.00	2,488,966.30 (357,141,774)	
カナダドル	国債証券	1.25 CAN GOVT 270301	20,000.00	18,182.30	
		1.5 CAN GOVT 250401	30,000.00	28,387.19	
		1.5 CAN GOVT 311201	30,000.00	25,836.85	
		1.75 CAN GOVT 531201	10,000.00	7,190.84	
		2 CAN GOVT 511201	10,000.00	7,731.93	
		2.75 CAN GOVT 330601	10,000.00	9,491.94	
		5.75 CAN GOVT 290601	10,000.00	11,179.17	
カナダドル合計			120,000.00	108,000.22 (11,766,623)	
オーストラリアドル	国債証券	0.25 AUST GOVT 251121	20,000.00	18,265.87	
		1 AUST GOVT 301221	10,000.00	8,093.86	
		1 AUST GOVT 311121	30,000.00	23,668.58	
		2.75 AUST GOVT 410521	10,000.00	8,142.30	
		3 AUST GOVT 470321	10,000.00	8,132.59	
		3.75 AUST GOVT 340521	10,000.00	9,773.37	
		4.5 AUST GOVT 330421	30,000.00	31,236.67	
		4.75 AUST GOVT 270421	30,000.00	30,826.50	
オーストラリアドル合計			150,000.00	138,139.74 (13,229,642)	
イギリスポンド	国債証券	0.125 GILT 280131	30,000.00	24,451.80	
		0.25 GILT 250131	20,000.00	18,449.92	
		0.25 GILT 310731	10,000.00	7,260.10	
		0.5 GILT 611022	30,000.00	9,258.90	
		0.625 GILT 350731	30,000.00	19,563.18	
		0.875 GILT 291022	30,000.00	24,204.05	

		0.875 GILT 460131	20,000.00	9,869.25	
		1.25 GILT 411022	10,000.00	6,030.16	
		1.25 GILT 510731	30,000.00	14,845.32	
		1.5 GILT 260722	30,000.00	27,102.24	
		1.5 GILT 470722	10,000.00	5,660.00	
		1.5 GILT 530731	10,000.00	5,195.95	
		1.625 GILT 281022	10,000.00	8,634.40	
		1.625 GILT 541022	10,000.00	5,354.99	
		1.75 GILT 370907	30,000.00	21,585.75	
		1.75 GILT 490122	30,000.00	17,753.40	
		3.25 GILT 440122	20,000.00	16,686.00	
		3.5 GILT 680722	20,000.00	17,174.34	
		4 GILT 600122	10,000.00	9,480.38	
		4.25 GILT 320607	60,000.00	60,067.20	
		4.25 GILT 390907	30,000.00	29,255.70	
		4.25 GILT 551207	20,000.00	19,581.20	
		4.5 GILT 421207	20,000.00	20,081.40	
		5 GILT 250307	60,000.00	59,760.07	
イギリスポンド合計			580,000.00	457,305.70 (83,545,178)	
シンガポールドル	国債証券	2.875 SINGAPORGOV 270901	10,000.00	9,909.00	
		3.375 SINGAPORGOV 330901	10,000.00	10,345.00	
シンガポールドル合計			20,000.00	20,254.00 (2,150,772)	
マレーシアリンギット	国債証券	2.632 MALAYSIAGOV 310415	10,000.00	9,151.15	
		3.757 MALAYSIAGOV 400522	10,000.00	9,444.97	
マレーシアリンギット合計			20,000.00	18,596.12 (570,595)	
ニュージーランドドル	国債証券	2.75 NZ GOVT 370415	10,000.00	8,081.59	
		3 NZ GOVT 290420	10,000.00	9,230.23	
ニュージーランドドル合計			20,000.00	17,311.82 (1,528,979)	
スウェーデンク	国債証券	0.75 SWD GOVT 280512	100,000.00	90,888.64	
		1 SWD GOVT 261112	60,000.00	56,088.25	

ローネ		2.25 SWD GOVT 320601	40,000.00	38,901.73	
		2.5 SWD GOVT 250512	80,000.00	78,667.44	
		3.5 SWD GOVT 390330	50,000.00	54,666.00	
スウェーデンクローネ合計			330,000.00	319,212.06 (4,277,441)	
ノルウェークローネ	国債証券	1.25 NORWE GOVT 310917	20,000.00	16,795.86	
		1.375 NORWE GOVT 300819	30,000.00	25,968.00	
		1.75 NORWE GOVT 250313	60,000.00	57,778.50	
		1.75 NORWE GOVT 270217	40,000.00	37,383.00	
		1.75 NORWE GOVT 290906	50,000.00	45,042.35	
		2 NORWE GOVT 280426	20,000.00	18,566.32	
		2.125 NORWE GOVT 320518	20,000.00	17,904.06	
ノルウェークローネ合計			240,000.00	219,438.09 (2,914,137)	
デンマーククローネ	国債証券	0 DMK GOVT 311115	40,000.00	32,318.86	
		0.25 DMK GOVT 521115	30,000.00	15,955.03	
		0.5 DMK GOVT 271115	30,000.00	27,279.15	
		0.5 DMK GOVT 291115	50,000.00	43,840.50	
		1.75 DMK GOVT 251115	50,000.00	48,485.27	
		4.5 DMK GOVT 391115	70,000.00	86,764.16	
デンマーククローネ合計			270,000.00	254,642.97 (5,350,048)	
メキシコペソ	国債証券	5.5 MEXICAN BONOS 270304	180,000.00	160,732.80	
		7.75 MEXICAN BONO 310529	40,000.00	38,022.00	
		7.75 MEXICAN BONO 341123	80,000.00	74,932.80	
		7.75 MEXICAN BONO 421113	150,000.00	134,290.50	
		8 MEXICAN BONOS 240905	220,000.00	213,162.89	
		8 MEXICAN BONOS 530731	20,000.00	18,035.40	
		8.5 MEXICAN BONOS 290531	50,000.00	49,764.00	
メキシコペソ合計			740,000.00	688,940.39 (5,771,460)	
イスラエルシェケル	国債証券	0.5 ISRAEL FIXED 250430	20,000.00	18,735.00	
		2.25 ISRAEL FIXED 280928	40,000.00	38,124.00	
		3.75 ISRAEL FIXED 470331	20,000.00	19,365.00	
			80,000.00	76,224.00	

イスラエルシェケル合計				(3,017,151)	
ポーランドズロチ	国債証券	2.75 POLAND 280425	30,000.00	26,298.30	
		2.75 POLAND 291025	30,000.00	25,491.00	
		3.25 POLAND 250725	50,000.00	47,515.25	
ポーランドズロチ合計			110,000.00	99,304.55 (3,499,194)	
中国元	国債証券	2.8 CHINA GOVT 290324	1,000,000.00	1,011,737.10	
中国元合計			1,000,000.00	1,011,737.10 (20,207,020)	
ユーロ	国債証券	0 AUSTRIA GOVT 250420	20,000.00	18,886.78	
		0 AUSTRIA GOVT 300220	10,000.00	8,271.37	
		0 AUSTRIA GOVT 310220	10,000.00	8,022.95	
		0 BUND 310215	30,000.00	25,173.66	
		0 BUND 320215	30,000.00	24,636.42	
		0 BUND 350515	50,000.00	37,726.25	
		0 BUND 500815	40,000.00	21,506.28	
		0 BUND 500815	20,000.00	10,789.66	
		0 BUND 520815	10,000.00	5,120.35	
		0 FINNISH GOVT 260915	10,000.00	9,118.36	
		0 FINNISH GOVT 300915	10,000.00	8,167.45	
		0 NETH GOVT 290115	10,000.00	8,630.33	
		0 O.A.T 260225	20,000.00	18,466.46	
		0 O.A.T 270225	50,000.00	45,033.45	
		0 O.A.T 291125	40,000.00	33,586.82	
		0 O.A.T 301125	20,000.00	16,325.36	
		0 O.A.T 320525	60,000.00	46,854.78	
		0 OBL 241018	20,000.00	19,166.75	
		0 OBL 250411	90,000.00	85,213.89	
		0 OBL 261009	40,000.00	36,617.80	
		0 SPAIN GOVT 250131	90,000.00	85,410.99	
		0 SPAIN GOVT 260131	30,000.00	27,613.95	
		0 SPAIN GOVT 270131	20,000.00	17,868.36	
		0.125 FINNISH GOV 360415	10,000.00	6,929.36	
		0.2 IRISH GOVT 270515	20,000.00	18,039.06	
		0.25 AUSTRIA GOVT 361020	10,000.00	6,978.49	

0.25 BUND 280815	60,000.00	53,727.84	
0.4 BEL GOVT 400622	10,000.00	6,277.57	
0.45 ITALY GOVT 290215	30,000.00	25,185.12	
0.5 AUSTRIA GOVT 290220	10,000.00	8,766.66	
0.5 BUND 260215	50,000.00	47,042.85	
0.5 BUND 270815	90,000.00	82,851.03	
0.5 BUND 280215	10,000.00	9,141.24	
0.5 ITALY GOVT 260201	20,000.00	18,474.66	
0.5 NETH GOVT 260715	10,000.00	9,311.72	
0.5 O.A.T 250525	40,000.00	38,023.45	
0.5 O.A.T 260525	40,000.00	37,251.84	
0.5 O.A.T 290525	40,000.00	35,105.32	
0.5 O.A.T 400525	30,000.00	19,649.73	
0.5 O.A.T 440625	10,000.00	5,945.54	
0.5 O.A.T 720525	10,000.00	3,946.45	
0.5 SPAIN GOVT 311031	50,000.00	40,244.80	
0.75 AUSTRIA GOVT 261020	20,000.00	18,614.66	
0.75 O.A.T 280525	30,000.00	27,197.35	
0.75 O.A.T 281125	20,000.00	17,983.34	
0.75 O.A.T 520525	20,000.00	10,935.60	
0.75 O.A.T 530525	10,000.00	5,342.08	
0.8 BEL GOVT 270622	10,000.00	9,221.31	
0.8 SPAIN GOVT 290730	50,000.00	43,558.55	
0.85 SPAIN GOVT 370730	10,000.00	7,010.12	
0.875 FINNISH GOV 250915	10,000.00	9,534.90	
0.95 ITALY GOVT 300801	20,000.00	16,582.92	
0.95 ITALY GOVT 311201	20,000.00	15,953.84	
0.95 ITALY GOVT 370301	30,000.00	20,358.45	
1 SPAIN GOVT 420730	20,000.00	12,715.04	
1 SPAIN GOVT 501031	30,000.00	16,201.35	
1.25 ITALY GOVT 261201	100,000.00	92,651.90	
1.25 O.A.T 340525	40,000.00	33,743.80	
1.25 O.A.T 380525	10,000.00	7,783.55	
1.25 SPAIN GOVT 301031	50,000.00	43,810.81	
1.35 ITALY GOVT 300401	10,000.00	8,610.18	

1.4 SPAIN GOVT 280730	20,000.00	18,409.20	
1.45 SPAIN GOVT 271031	50,000.00	46,615.90	
1.5 AUSTRIA GOVT 470220	10,000.00	7,410.67	
1.5 ITALY GOVT 450430	10,000.00	6,238.60	
1.5 O.A.T 310525	50,000.00	45,617.90	
1.5 O.A.T 500525	30,000.00	20,919.87	
1.65 ITALY GOVT 301201	50,000.00	43,283.00	
1.7 BUND 320815	20,000.00	18,987.32	
1.75 O.A.T 390625	10,000.00	8,326.09	
1.8 BUND 530815	10,000.00	8,728.86	
1.8 ITALY GOVT 410301	10,000.00	7,081.09	
1.85 AUSTRIA GOVT 490523	10,000.00	7,882.80	
1.85 SPAIN GOVT 350730	20,000.00	16,900.18	
2 IRISH GOVT 450218	10,000.00	8,175.20	
2 ITALY GOVT 251201	10,000.00	9,632.97	
2 ITALY GOVT 280201	20,000.00	18,686.05	
2.1 AUSTRIA GOVT 170920	10,000.00	7,400.47	
2.3 BUND 330215	10,000.00	9,958.28	
2.35 SPAIN GOVT 330730	10,000.00	9,183.00	
2.4 AUSTRIA GOVT 340523	10,000.00	9,450.84	
2.4 IRISH GOVT 300515	10,000.00	9,803.78	
2.45 ITALY GOVT 500901	20,000.00	14,478.30	
2.5 BUND 460815	20,000.00	20,385.48	
2.5 ITALY GOVT 251115	10,000.00	9,758.50	
2.5 ITALY GOVT 321201	20,000.00	17,907.00	
2.625 FINNISH GOV 420704	10,000.00	9,440.06	
2.75 O.A.T 271025	40,000.00	39,849.60	
2.8 ITALY GOVT 290615	10,000.00	9,547.06	
2.8 ITALY GOVT 670301	10,000.00	7,186.87	
2.9 SPAIN GOVT 461031	20,000.00	17,388.00	
2.95 ITALY GOVT 380901	10,000.00	8,668.12	
3.25 BUND 420704	10,000.00	11,159.24	
3.45 SPAIN GOVT 660730	10,000.00	9,173.56	
3.5 ITALY GOVT 260115	10,000.00	9,971.45	
3.75 ITALY GOVT 240901	30,000.00	30,025.98	

		3.75 NETH GOVT 420115	10,000.00	11,492.03	
		3.85 ITALY GOVT 490901	20,000.00	18,819.87	
		4 BUND 370104	20,000.00	23,552.76	
		4 ITALY GOVT 370201	20,000.00	19,830.66	
		4 O.A.T 381025	20,000.00	22,123.12	
		4 O.A.T 600425	20,000.00	23,282.22	
		4.25 BUND 390704	30,000.00	36,945.90	
		4.5 ITALY GOVT 260301	30,000.00	30,679.77	
		4.75 ITALY GOVT 280901	20,000.00	21,092.14	
		4.75 ITALY GOVT 440901	20,000.00	21,338.45	
		4.9 SPAIN GOVT 400730	20,000.00	23,190.16	
		5 ITALY GOVT 250301	60,000.00	61,280.28	
		5 ITALY GOVT 340801	30,000.00	32,673.73	
		5 ITALY GOVT 390801	10,000.00	10,936.82	
		5 ITALY GOVT 400901	10,000.00	10,969.60	
		5.15 SPAIN GOVT 281031	10,000.00	10,981.45	
		5.25 ITALY GOVT 291101	40,000.00	43,707.48	
		5.5 BUND 310104	30,000.00	36,415.98	
		5.625 BUND 280104	10,000.00	11,327.79	
		5.9 SPAIN GOVT 260730	30,000.00	32,327.97	
		6 ITALY GOVT 310501	10,000.00	11,544.90	
		6 O.A.T 251025	40,000.00	42,568.00	
		6.25 AUSTRIA GOVT 270715	20,000.00	22,489.64	
		6.25 BUND 300104	40,000.00	49,263.91	
		6.5 ITALY GOVT 271101	20,000.00	22,378.86	
ユーロ合計			3,000,000.00	2,713,755.73 (424,648,496)	
合計				939,618,510 (939,618,510)	

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の(　)内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の(　)内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数		組入債券時価比率	有価証券の合計金額に対する比率
アメリカドル	国債証券	51銘柄	100.00%	38.01%
カナダドル	国債証券	7銘柄	100.00%	1.25%
オーストラリアドル	国債証券	8銘柄	100.00%	1.41%
イギリスポンド	国債証券	24銘柄	100.00%	8.89%
シンガポールドル	国債証券	2銘柄	100.00%	0.23%
マレーシアリンギット	国債証券	2銘柄	100.00%	0.06%
ニュージーランドドル	国債証券	2銘柄	100.00%	0.16%
スウェーデンクローネ	国債証券	5銘柄	100.00%	0.46%
ノルウェークローネ	国債証券	7銘柄	100.00%	0.31%
デンマーククローネ	国債証券	6銘柄	100.00%	0.57%
メキシコペソ	国債証券	7銘柄	100.00%	0.61%
イスラエルシェケル	国債証券	3銘柄	100.00%	0.32%
ポーランドズロチ	国債証券	3銘柄	100.00%	0.37%
中国元	国債証券	1銘柄	100.00%	2.15%
ユーロ	国債証券	121銘柄	100.00%	45.19%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

日本国債インデックスマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	［2023年 6月26日現在］
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	37,428,922
国債証券	7,598,371,860
未収利息	12,255,887
前払費用	297,650

流動資産合計	7,648,354,319
資産合計	7,648,354,319
負債の部	
流動負債	
未払利息	94
流動負債合計	94
負債合計	94
純資産の部	
元本等	
元本	7,899,731,565
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	△251,377,340
元本等合計	7,648,354,225
純資産合計	7,648,354,225
負債純資産合計	7,648,354,319

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[2023年 6月26日現在]
1． 期首	2022年 6月28日
期首元本額	8,320,918,577円
期中追加設定元本額	1,211,541,293円
期中一部解約元本額	1,632,728,305円
元本の内訳※	
ヘッジ付気候リスク調整世界国債インデックスファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）	176,727,965円
日米コアバランス（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）	1,181,082,810円
ＭＵＫＡＭ 日米コアバランス ２０２１－０７（適格機関投資家限定）	3,169,595,336円
ＭＵＫＡＭ 日米コアバランス（除く米国株）２０２２－０３（適格機関投資家限定）	3,372,325,454円
合計	7,899,731,565円
2． 元本の欠損	
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	251,377,340円
3． 受益権の総数	7,899,731,565口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

１　金融商品の状況に関する事項

区分	自 2022年 6月28日 至 2023年 6月26日
１.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
３.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

２　金融商品の時価等に関する事項

区分	［2023年 6月26日現在］
１.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
２.時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	［2023年 6月26日現在］
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	24,376,620
合計	24,376,620

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	［2023年 6月26日現在］
1口当たり純資産額	0.9682円
(1万口当たり純資産額)	(9,682円)

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第４３８回利付国債（２年）	20,000,000	20,032,400	
	第４３９回利付国債（２年）	45,000,000	45,076,500	
	第４４１回利付国債（２年）	85,000,000	85,155,550	
	第４４２回利付国債（２年）	10,000,000	10,019,500	
	第４４３回利付国債（２年）	30,000,000	30,055,800	

第４４５回利付国債（２年）	70,000,000	70,123,200	
第４４７回利付国債（２年）	30,000,000	30,052,800	
第１４０回利付国債（５年）	45,000,000	45,108,450	
第１４１回利付国債（５年）	100,000,000	100,290,000	
第１４２回利付国債（５年）	65,000,000	65,207,350	
第１４３回利付国債（５年）	80,000,000	80,276,800	
第１４５回利付国債（５年）	64,000,000	64,279,040	
第１４６回利付国債（５年）	75,000,000	75,354,000	
第１４７回利付国債（５年）	5,000,000	5,011,600	
第１４８回利付国債（５年）	99,000,000	99,221,760	
第１４９回利付国債（５年）	70,000,000	70,147,000	
第１５０回利付国債（５年）	80,000,000	80,152,800	
第１５１回利付国債（５年）	63,000,000	63,105,840	
第１５３回利付国債（５年）	56,000,000	56,066,640	
第１５４回利付国債（５年）	40,000,000	40,177,600	
第１５６回利付国債（５年）	30,000,000	30,241,800	
第１５７回利付国債（５年）	30,000,000	30,226,500	
第１５８回利付国債（５年）	45,000,000	45,116,550	
第１回利付国債（４０年）	42,000,000	53,871,300	
第２回利付国債（４０年）	60,000,000	74,051,400	
第３回利付国債（４０年）	10,000,000	12,348,600	
第４回利付国債（４０年）	60,000,000	74,181,000	
第５回利付国債（４０年）	25,000,000	29,814,000	
第６回利付国債（４０年）	10,000,000	11,739,600	
第７回利付国債（４０年）	28,000,000	31,460,800	
第８回利付国債（４０年）	11,000,000	11,505,450	
第９回利付国債（４０年）	39,000,000	30,246,450	
第１０回利付国債（４０年）	42,000,000	38,060,400	
第１１回利付国債（４０年）	40,000,000	34,963,600	
第１２回利付国債（４０年）	48,000,000	37,532,640	
第１３回利付国債（４０年）	62,000,000	48,056,820	
第１４回利付国債（４０年）	67,000,000	55,352,720	
第１５回利付国債（４０年）	66,000,000	59,745,180	
第３４５回利付国債（１０年）	60,000,000	60,313,800	
第３４６回利付国債（１０年）	35,000,000	35,182,700	
第３４８回利付国債（１０年）	16,000,000	16,071,040	

第３４９回利付国債（１０年）	39,000,000	39,148,200	
第３５０回利付国債（１０年）	70,000,000	70,198,100	
第３５２回利付国債（１０年）	73,000,000	73,151,840	
第３５３回利付国債（１０年）	10,000,000	10,016,300	
第３５５回利付国債（１０年）	55,000,000	55,032,450	
第３５６回利付国債（１０年）	40,000,000	40,000,000	
第３５７回利付国債（１０年）	10,000,000	9,993,500	
第３５９回利付国債（１０年）	49,000,000	48,864,270	
第３６２回利付国債（１０年）	71,000,000	70,432,710	
第３６４回利付国債（１０年）	61,000,000	60,285,690	
第３６５回利付国債（１０年）	27,000,000	26,641,440	
第３７０回利付国債（１０年）	35,000,000	35,493,850	
第８回利付国債（３０年）	42,000,000	47,740,980	
第１１回利付国債（３０年）	40,000,000	45,185,600	
第１３回利付国債（３０年）	40,000,000	46,485,200	
第１８回利付国債（３０年）	60,000,000	72,285,600	
第２３回利付国債（３０年）	24,000,000	29,760,240	
第２５回利付国債（３０年）	15,000,000	18,283,200	
第２６回利付国債（３０年）	33,000,000	40,689,000	
第２８回利付国債（３０年）	45,000,000	56,417,850	
第２９回利付国債（３０年）	32,000,000	39,761,600	
第３０回利付国債（３０年）	44,000,000	54,051,360	
第３１回利付国債（３０年）	79,000,000	95,992,900	
第３２回利付国債（３０年）	68,000,000	83,852,840	
第３３回利付国債（３０年）	75,000,000	88,967,250	
第３４回利付国債（３０年）	30,000,000	36,549,300	
第３５回利付国債（３０年）	73,000,000	86,594,060	
第３６回利付国債（３０年）	45,000,000	53,447,400	
第３７回利付国債（３０年）	72,000,000	84,287,520	
第３８回利付国債（３０年）	30,000,000	34,581,300	
第３９回利付国債（３０年）	35,000,000	40,996,550	
第４０回利付国債（３０年）	20,000,000	23,061,000	
第４１回利付国債（３０年）	29,000,000	32,898,180	
第４２回利付国債（３０年）	24,000,000	27,235,200	
第４３回利付国債（３０年）	35,000,000	39,730,950	
第４４回利付国債（３０年）	17,000,000	19,303,840	

第４５回利付国債（３０年）	19,000,000	20,827,230	
第４６回利付国債（３０年）	18,000,000	19,729,620	
第４７回利付国債（３０年）	18,000,000	20,072,700	
第４８回利付国債（３０年）	22,000,000	23,643,620	
第４９回利付国債（３０年）	11,000,000	11,818,400	
第５０回利付国債（３０年）	27,000,000	25,713,990	
第５１回利付国債（３０年）	21,000,000	17,820,180	
第５２回利付国債（３０年）	27,000,000	23,957,910	
第５３回利付国債（３０年）	11,000,000	9,964,240	
第５４回利付国債（３０年）	28,000,000	26,468,960	
第５５回利付国債（３０年）	18,000,000	16,975,260	
第５６回利付国債（３０年）	27,000,000	25,401,600	
第５７回利付国債（３０年）	20,000,000	18,770,200	
第５９回利付国債（３０年）	45,000,000	41,030,100	
第６０回利付国債（３０年）	15,000,000	14,280,450	
第６１回利付国債（３０年）	25,000,000	22,604,750	
第６３回利付国債（３０年）	32,000,000	26,587,200	
第６４回利付国債（３０年）	23,000,000	19,043,770	
第６５回利付国債（３０年）	28,000,000	23,149,560	
第６６回利付国債（３０年）	61,000,000	50,159,080	
第６７回利付国債（３０年）	51,000,000	44,133,360	
第６８回利付国債（３０年）	53,000,000	45,722,040	
第６９回利付国債（３０年）	40,000,000	35,391,200	
第７０回利付国債（３０年）	8,000,000	7,064,800	
第７１回利付国債（３０年）	45,000,000	39,663,450	
第７２回利付国債（３０年）	51,000,000	44,865,210	
第７３回利付国債（３０年）	37,000,000	32,520,410	
第７４回利付国債（３０年）	59,000,000	56,059,440	
第７５回利付国債（３０年）	42,000,000	42,949,200	
第７６回利付国債（３０年）	55,000,000	57,629,550	
第７７回利付国債（３０年）	43,000,000	47,207,980	
第７８回利付国債（３０年）	41,000,000	42,984,810	
第７０回利付国債（２０年）	75,000,000	76,879,500	
第７８回利付国債（２０年）	65,000,000	67,573,350	
第８５回利付国債（２０年）	70,000,000	74,172,700	
第９５回利付国債（２０年）	50,000,000	54,632,000	

第９７回利付国債（２０年）	60,000,000	65,601,000	
第９９回利付国債（２０年）	40,000,000	43,735,600	
第１０２回利付国債（２０年）	55,000,000	61,436,650	
第１０９回利付国債（２０年）	50,000,000	55,205,000	
第１１４回利付国債（２０年）	60,000,000	67,706,400	
第１１６回利付国債（２０年）	55,000,000	62,656,550	
第１１８回利付国債（２０年）	10,000,000	11,293,600	
第１２１回利付国債（２０年）	35,000,000	39,382,350	
第１２２回利付国債（２０年）	38,000,000	42,486,280	
第１２４回利付国債（２０年）	90,000,000	102,168,000	
第１２８回利付国債（２０年）	90,000,000	101,938,500	
第１３３回利付国債（２０年）	50,000,000	56,460,500	
第１３６回利付国債（２０年）	60,000,000	66,861,600	
第１３８回利付国債（２０年）	40,000,000	44,294,400	
第１４０回利付国債（２０年）	45,000,000	50,705,100	
第１４２回利付国債（２０年）	45,000,000	51,176,250	
第１４３回利付国債（２０年）	38,000,000	42,528,840	
第１４６回利付国債（２０年）	44,000,000	49,745,080	
第１４８回利付国債（２０年）	52,000,000	57,794,880	
第１４９回利付国債（２０年）	49,000,000	54,497,310	
第１５０回利付国債（２０年）	50,000,000	55,078,500	
第１５１回利付国債（２０年）	50,000,000	53,976,000	
第１５３回利付国債（２０年）	30,000,000	32,731,200	
第１５４回利付国債（２０年）	57,000,000	61,528,650	
第１５５回利付国債（２０年）	60,000,000	63,301,200	
第１５６回利付国債（２０年）	52,000,000	50,980,800	
第１５７回利付国債（２０年）	18,000,000	17,153,460	
第１５８回利付国債（２０年）	50,000,000	49,417,000	
第１５９回利付国債（２０年）	32,000,000	31,960,000	
第１６０回利付国債（２０年）	35,000,000	35,331,800	
第１６１回利付国債（２０年）	36,000,000	35,791,920	
第１６２回利付国債（２０年）	78,000,000	77,390,820	
第１６３回利付国債（２０年）	25,000,000	24,752,500	
第１６４回利付国債（２０年）	31,000,000	30,192,140	
第１６５回利付国債（２０年）	46,000,000	44,661,400	
第１６６回利付国債（２０年）	42,000,000	41,884,500	

	第１６７回利付国債（２０年）	34,000,000	32,820,880	
	第１６８回利付国債（２０年）	40,000,000	37,896,800	
	第１６９回利付国債（２０年）	30,000,000	27,874,500	
	第１７１回利付国債（２０年）	61,000,000	56,312,150	
	第１７２回利付国債（２０年）	26,000,000	24,339,640	
	第１７３回利付国債（２０年）	55,000,000	51,289,150	
	第１７４回利付国債（２０年）	47,000,000	43,689,320	
	第１７５回利付国債（２０年）	57,000,000	53,717,940	
	第１７６回利付国債（２０年）	79,000,000	74,225,240	
	第１７７回利付国債（２０年）	53,000,000	48,785,440	
	第１７８回利付国債（２０年）	42,000,000	39,245,640	
	第１７９回利付国債（２０年）	78,000,000	72,710,040	
	第１８０回利付国債（２０年）	78,000,000	76,565,580	
	第１８１回利付国債（２０年）	58,000,000	57,812,080	
	第１８２回利付国債（２０年）	51,000,000	52,542,750	
	第１８３回利付国債（２０年）	63,000,000	68,164,740	
	第１８４回利付国債（２０年）	26,000,000	26,692,120	
合計		7,362,000,000	7,598,371,860	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【三菱ＵＦＪ　ＤＣ世界ＥＳＧバランスファンド】

【純資産額計算書】

2023年 6月30日現在
（単位：円）

Ⅰ　資産総額	170,825,525
Ⅱ　負債総額	10,939
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	170,814,586
Ⅳ　発行済口数	165,657,443口
Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0311
（10,000口当たり）	（10,311）

（参考）

日本株ＥＳＧアクティブマザーファンド

純資産額計算書

2023年 6月30日現在
（単位：円）

Ⅰ　資産総額	2,414,711,083
Ⅱ　負債総額	3,099,220
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	2,411,611,863
Ⅳ　発行済口数	1,207,084,135口
Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	1.9979
（10,000口当たり）	（19,979）

ヘッジ付気候リスク調整世界国債インデックスファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）

純資産額計算書

2023年 6月30日現在
（単位：円）

Ⅰ　資産総額	1,082,205,696
Ⅱ　負債総額	14,841
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,082,190,855
Ⅳ　発行済口数	1,298,444,044口

Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	0.8335
（10,000口当たり）	（8,335）

ヘッジ付気候リスク調整海外国債インデックスマザーファンド

純資産額計算書

2023年 6月30日現在
（単位：円）

Ⅰ　資産総額	966,551,282
Ⅱ　負債総額	52,634,651
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	913,916,631
Ⅳ　発行済口数	1,127,244,704口
Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	0.8108
（10,000口当たり）	（8,108）

日本国債インデックスマザーファンド

純資産額計算書

2023年 6月30日現在
（単位：円）

Ⅰ　資産総額	7,784,628,700
Ⅱ　負債総額	183,987,443
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	7,600,641,257
Ⅳ　発行済口数	7,897,574,695口
Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9624
（10,000口当たり）	（9,624）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（４）受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

2023年6月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近５年間における資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

⑥管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、（a）運用に関するパフォーマンス測定・分析、意図した運用成果が得られていない場合にはその原因の分析のほか、（b）リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、（a）についてはファンド管理委員会における審議を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、（b）についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。
2023年 6月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本　数 （本）	純資産総額 （百万円）
追加型株式投資信託	865	26,216,265
追加型公社債投資信託	16	1,572,275
単位型株式投資信託	92	417,827
単位型公社債投資信託	49	110,246
合　計	1,022	28,316,612

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（１）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（２）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

(単位：千円)

		第37期 (2022年3月31日現在)		第38期 (2023年3月31日現在)	
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金	※2		51,593,362	※2	51,733,041

有価証券		293,326		1,579,691
前払費用		645,109		770,747
未収入金		61,092		81,854
未収委託者報酬		15,750,264		16,753,855
未収収益	※2	783,790	※2	688,142
金銭の信託		8,401,300		10,400,000
その他		295,584		745,576
流動資産合計		77,823,830		82,752,908
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	391,042	※1	181,551
器具備品	※1	1,079,023	※1	730,357
土地		628,433		628,433
建設仮勘定		-		1,111,177
有形固定資産合計		2,098,499		2,651,520
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		4,381,293		4,183,644
ソフトウェア仮勘定		1,581,652		1,907,739
無形固定資産合計		5,978,768		6,107,206
投資その他の資産				
投資有価証券		16,803,642		12,022,365
関係会社株式		159,536		159,536
投資不動産	※1	810,684	※1	807,066
長期差入保証金		524,244		689,492
前払年金費用		189,708		118,832
繰延税金資産		982,406		1,675,132
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		△23,600		△23,600
投資その他の資産合計		19,491,852		15,494,056
固定資産合計		27,569,120		24,252,782
資産合計		105,392,950		107,005,691

(単位：千円)

	第37期 (2022年3月31日現在)		第38期 (2023年3月31日現在)	
(負債の部)				
流動負債				
預り金		565,222		507,559
未払金				
未払収益分配金		197,334		114,094
未払償還金		7,418		7,418
未払手数料	※2	6,423,139	※2	6,139,595
その他未払金	※2	4,565,457	※2	955,697
未払費用	※2	4,328,968	※2	5,778,896
未払消費税等		1,112,923		439,657
未払法人税等		769,692		2,375,281
賞与引当金		942,287		849,840
役員賞与引当金		149,028		154,872
その他		5,517		5,517

流動負債合計	19,066,990	17,328,431
固定負債		
長期未払金	10,800	-
退職給付引当金	1,246,300	1,333,882
役員退職慰労引当金	117,938	75,667
時効後支払損引当金	250,214	254,296
固定負債合計	1,625,252	1,663,846
負債合計	20,692,243	18,992,277
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	29,000,498	33,267,700
利益剰余金合計	36,341,088	40,608,289
株主資本合計	83,073,932	87,341,133

(単位：千円)

	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,626,775	672,279
評価・換算差額等合計	1,626,775	672,279
純資産合計	84,700,707	88,013,413
負債純資産合計	105,392,950	107,005,691

（２）【損益計算書】

(単位：千円)

		第37期 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）		第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
営業収益				
委託者報酬		79,977,953		84,121,445
投資顧問料		2,711,169		2,750,601
その他営業収益		13,459		10,412
営業収益合計		82,702,582		86,882,459
営業費用				
支払手数料	※2	31,644,834	※2	31,461,274

広告宣伝費	720,785	798,894
公告費	500	375
調査費		
調査費	2,430,158	2,849,042
委託調査費	14,557,009	19,236,505
事務委託費	1,450,062	1,751,807
営業雑経費		
通信費	138,868	113,480
印刷費	379,428	367,379
協会費	49,590	58,128
諸会費	17,729	18,447
事務機器関連費	2,172,978	2,238,382
その他営業雑経費	649	-
営業費用合計	53,562,596	58,893,717
一般管理費		
給料		
役員報酬	414,260	416,461
給料・手当	6,496,233	6,565,766
賞与引当金繰入	942,287	849,840
役員賞与引当金繰入	149,028	154,872
福利厚生費	1,282,310	1,279,885
交際費	4,874	8,942
旅費交通費	21,698	75,274
租税公課	430,233	403,955
不動産賃借料	724,961	719,707
退職給付費用	494,615	388,176
固定資産減価償却費	2,249,287	2,418,341
諸経費	379,054	444,313
一般管理費合計	13,588,846	13,725,534
営業利益	15,551,139	14,263,207

(単位：千円)

	第37期 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）		第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	
営業外収益				
受取配当金		243,133		47,353
受取利息	※2	7,408	※2	10,279
投資有価証券償還益		1,089,101		609,102
収益分配金等時効完成分		137,485		94,351
受取賃貸料	※2	65,808	※2	65,808
その他		36,211		36,894
営業外収益合計		1,579,148		863,788
営業外費用				
投資有価証券償還損		3,074		32,995
時効後支払損引当金繰入		16,548		31,951
事務過誤費		76,076		2,680
賃貸関連費用		15,780		14,262

その他		7,585		32,394
営業外費用合計		119,066		114,284
経常利益		17,011,221		15,012,711
特別利益				
投資有価証券売却益		605,706		387,113
特別利益合計		605,706		387,113
特別損失				
投資有価証券売却損		28,188		15,828
投資有価証券評価損		36,558		104,554
固定資産除却損	※1	13,094	※1	32,791
減損損失		-	※3	315,350
特別損失合計		77,840		468,524
税引前当期純利益		17,539,087		14,931,300
法人税、住民税及び事業税	※2	5,366,608	※2	4,860,444
法人税等調整額		22,446		△271,471
法人税等合計		5,389,054		4,588,973
当期純利益		12,150,032		10,342,327

（３）【株主資本等変動計算書】

第37期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	―	―	―	―
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712

	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723
会計方針の変更による累積的影響額			475,687	475,687	475,687

会計方針の変更を反映した当期首残高	342,589	6,998,000	27,426,976	34,767,566	81,500,410
当期変動額					
剰余金の配当			△10,576,511	△10,576,511	△10,576,511
当期純利益			12,150,032	12,150,032	12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	―	―	1,573,521	1,573,521	1,573,521
当期末残高	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329
会計方針の変更による累積的影響額			475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,802,017
当期変動額			
剰余金の配当			△10,576,511
当期純利益			12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△674,831	△674,831	△674,831
当期変動額合計	△674,831	△674,831	898,690
当期末残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	―	―	―	―
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712

	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932

当期変動額					
剰余金の配当			△6,075,125	△6,075,125	△6,075,125
当期純利益			10,342,327	10,342,327	10,342,327
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	―	―	4,267,201	4,267,201	4,267,201
当期末残高	342,589	6,998,000	33,267,700	40,608,289	87,341,133

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707
当期変動額			
剰余金の配当			△6,075,125
当期純利益			10,342,327
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△954,495	△954,495	△954,495
当期変動額合計	△954,495	△954,495	3,312,705
当期末残高	672,279	672,279	88,013,413

[注記事項]

（重要な会計方針）

1.有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2.金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3.固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	5年～47年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6.収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7.その他財務諸表作成のための基礎となる事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

（会計方針の変更）

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準適用指針の適用による、財務諸表への影響はありません。

（貸借対照表関係）

※1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
建物	805,250千円	1,006,606千円
器具備品	2,054,366千円	1,985,072千円
投資不動産	157,995千円	163,978千円

※2.関係会社に対する主な資産・負債
区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
預金	43,782,913千円	40,165,058千円
未収収益	13,741千円	15,046千円
未払手数料	836,105千円	790,279千円
その他未払金	3,887,520千円	77,007千円
未払費用	337,847千円	277,358千円

（損益計算書関係）
※1.固定資産除却損の内訳

	第37期 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）	第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
建物	2,599千円	1,047千円
器具備品	10,495千円	29,762千円
ソフトウェア	-	1,981千円
計	13,094千円	32,791千円

※2.関係会社に対する主な取引
区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第37期 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）	第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
支払手数料	5,153,589千円	4,893,312千円
受取利息	7,377千円	10,236千円
受取賃貸料	65,808千円	68,168千円
法人税、住民税及び事業税	4,062,765千円	3,947,200千円

※3.減損損失
当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都千代田区（本社）	ホームページ	ソフトウェア	315,350千円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグルーピングとしております。
翌期において、ホームページのリニューアルを予定しており、現行のホームページについて将来の利用終了が見込まれるため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。
なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮していません。

（株主資本等変動計算書関係）
第37期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 （株）	当事業年度増加 株式数 （株）	当事業年度減少 株式数 （株）	当事業年度末 株式数 （株）
発行済株式				
普通株式	211,581	―	―	211,581

合計	211,581	―	―	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

2021年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①	配当金の総額	10,576,511千円
②	１株当たり配当額	49,988円
③	基準日	2021年3月31日
④	効力発生日	2021年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①	配当金の総額	6,075,125千円
②	配当の原資	利益剰余金
③	１株当たり配当額	28,713円
④	基準日	2022年3月31日
⑤	効力発生日	2022年6月29日

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数 （株）	当事業年度増加株式数 （株）	当事業年度減少株式数 （株）	当事業年度末株式数 （株）
発行済株式				
普通株式	211,581	―	―	211,581
合計	211,581	―	―	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

2022年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①	配当金の総額	6,075,125千円
②	１株当たり配当額	28,713円
③	基準日	2022年3月31日
④	効力発生日	2022年6月29日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①	配当金の総額	5,171,039千円
②	配当の原資	利益剰余金
③	１株当たり配当額	24,440円
④	基準日	2023年3月31日
⑤	効力発生日	2023年6月29日

（リース取引関係）

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第37期（2022年3月31日現在）	第38期（2023年3月31日現在）
1年内	709,808千円	962,809千円
1年超	414,054千円	1,532,728千円
合計	1,123,863千円	2,495,537千円

（金融商品関係）

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注２）参照）。

第37期(2022年3月31日現在)

		貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1)	有価証券	293,326	293,326	－
(2)	金銭の信託	8,401,300	8,401,300	－
(3)	投資有価証券	16,772,282	16,772,282	－
	資産計	25,466,909	25,466,909	－

（注1） 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2） 市場価格のない株式等

非上場株式（前事業年度の貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がないため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。また、関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

（注3） 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（注4） 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第37期(2022年3月31日現在) （単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	51,593,362	－	－	－
金銭の信託	8,401,300	－	－	－
未収委託者報酬	15,750,264	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	293,326	6,911,464	3,695,585	－
合計	76,038,253	6,911,464	3,695,585	－

第38期(2023年3月31日現在)

		貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1)	有価証券	1,579,691	1,579,691	－
(2)	金銭の信託	10,400,000	10,400,000	－
(3)	投資有価証券	12,022,365	12,022,365	－
	資産計	24,002,056	24,002,056	－

（注1） 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2） 市場価格のない株式等

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

（注3） 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（注4） 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第38期(2023年3月31日現在)　（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	51,733,041	―	―	―
金銭の信託	10,400,000	―	―	―
未収委託者報酬	16,753,855	―	―	―
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,579,691	4,859,714	1,433,213	―
合計	80,466,587	4,859,714	1,433,213	―

3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：　観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

第37期(2022年3月31日現在)

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	―	8,401,300	―	8,401,300
資産計	―	8,401,300	―	8,401,300

※財務諸表等規則附則（2021年9月24日内閣府令第9号）に基づく経過措置を適用した投資信託（貸借対照表計上額 有価証券 293,326千円、投資有価証券16,772,282千円）は、表には含めておりません。

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

第38期(2023年3月31日現在)

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	―	1,579,691	―	1,579,691
金銭の信託	―	10,400,000	―	10,400,000
投資有価証券	1,794,704	10,227,661	―	12,022,365
資産計	1,794,704	22,207,352	―	24,002,056

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可

能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1.子会社株式及び関連会社株式

第37期（2022年3月31日現在）及び第38期（2023年3月31日現在）

関連会社株式（貸借対照表計上額は159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2.その他有価証券

第37期(2022年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	19,193,250	16,560,340	2,632,910
	小計	19,193,250	16,560,340	2,632,910
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	6,273,658	6,561,836	△288,177
	小計	6,273,658	6,561,836	△288,177
合計		25,466,909	23,122,176	2,344,732

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は8,401,300千円、取得原価は8,400,000千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がないため、含めておりません。

第38期(2023年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	8,983,713	7,558,314	1,425,399
	小計	8,983,713	7,558,314	1,425,399
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	15,018,343	15,474,760	△456,417
	小計	15,018,343	15,474,760	△456,417
合計		24,002,056	23,033,074	968,982

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は10,400,000千円、取得原価は10,400,000千円）を含めております。

3.売却したその他有価証券

第37期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	4,164,921	605,706	28,188
合計	4,164,921	605,706	28,188

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	17,240	―	14,120

債券	―	―	―
その他	1,551,405	387,113	1,708
合計	1,568,645	387,113	15,828

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について36,558千円（その他有価証券のその他36,558千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について104,554千円（その他有価証券のその他104,554千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第37期 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）	第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
退職給付債務の期首残高	3,729,235 千円	3,723,521 千円
勤務費用	198,457	196,190
利息費用	21,549	25,925
数理計算上の差異の発生額	△46,069	△186,130
退職給付の支払額	△179,650	△176,727
過去勤務費用の発生額	―	―
退職給付債務の期末残高	3,723,521	3,582,778

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第37期 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）	第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
年金資産の期首残高	2,649,846 千円	2,583,927 千円
期待運用収益	47,588	46,453
数理計算上の差異の発生額	1,824	△103,934
事業主からの拠出額	―	―
退職給付の支払額	△115,331	△100,694
年金資産の期末残高	2,583,927	2,425,752

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	2,675,015 千円	2,468,195 千円
年金資産	△2,583,927	△2,425,752
	91,087	42,442
非積立型制度の退職給付債務	1,048,506	1,114,583

未積立退職給付債務	1,139,593	1,157,025
未認識数理計算上の差異	205,679	281,343
未認識過去勤務費用	△288,681	△223,319
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,056,591	1,215,049

退職給付引当金	1,246,300	1,333,882
前払年金費用	△189,708	△118,832
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,056,591	1,215,049

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第37期 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）	第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
勤務費用	198,457 千円	196,190 千円
利息費用	21,549	25,925
期待運用収益	△47,588	△46,453
数理計算上の差異の費用処理額	△3,547	△6,532
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	109,013	1,600
確定給付制度に係る退職給付費用	343,245	236,091

（注）「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額及び退職金です。

(5)年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
債券	62.0 %	63.6 %
株式	36.3	34.2
その他	1.7	2.2
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
割引率	0.078～0.72%	0.066～1.13%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度151,370千円、当事業年度152,084千円であります。

（税効果会計関係）

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
繰延税金資産		

減損損失	410,082千円	499,742千円
投資有価証券評価損	65,490	47,876
未払事業税	165,702	169,997
賞与引当金	288,528	260,221
役員賞与引当金	25,799	29,828
役員退職慰労引当金	36,112	23,169
退職給付引当金	381,617	408,434
減価償却超過額	145,316	227,100
差入保証金	-	52,869
長期差入保証金	52,869	-
時効後支払損引当金	76,615	77,865
連結納税適用による時価評価	35,311	35,311
その他	76,257	177,003
繰延税金資産　小計	1,759,702	2,009,420
評価性引当額	―	―
繰延税金資産　合計	1,759,702	2,009,420
繰延税金負債		
前払年金費用	△58,088	△36,386
連結納税適用による時価評価	△1,149	△1,098
その他有価証券評価差額金	△717,957	△296,702
その他	△101	△101
繰延税金負債　合計	△777,296	△334,288
繰延税金資産の純額	982,406	1,675,132

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
第37期（2022年3月31日現在）及び第38期（2023年3月31日現在）
　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3.法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理
　当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42 号 2021 年8 月12 日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（収益認識関係）
1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報
　収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。
2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
　収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。
3.顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
　重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）
[セグメント情報]

第37期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）及び第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第37期（自2021年4月1日 至 2022年3月31日）及び第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1.関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第37期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注5）	科目	期末残高（注5）
親会社	㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513百万円	銀行持株会社業	被所有間接100.0%	連結納税	連結納税に伴う支払（注1）	4,062,765千円	その他未払金	3,887,520千円
親会社	三菱UFJ信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279百万円	信託業、銀行業	被所有直接100.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注2）	5,153,589千円	未払手数料	836,105千円
						投資の助言	投資助言料（注3）	499,388千円	未払費用	272,264千円
						役員の兼任				

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注5）	科目	期末残高（注5）
親会社	㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513百万円	銀行持株会社業	被所有間接100.0%	連結納税等	連結納税等に伴う支払（注4）	3,947,200千円	その他未払金	77,007千円

親会社	三菱UFJ信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279百万円	信託業、銀行業	被所有直接100.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注2） 投資助言料（注3）	4,893,312千円 463,416千円	未払手数料 未払費用	790,279千円 253,093千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。
２．投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
３．投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
４．連結納税制度及びグループ通算制度に基づく法人税の支払予定額であります。
５．上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第37期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	4,097,951千円	未払手数料	838,058千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	7,025,984千円	未払手数料	1,319,958千円

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	4,052,979千円	未払手数料	868,785千円

同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	6,661,991千円	未払手数料	1,218,051千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)１．投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

２．上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

	第37期 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）	第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
１株当たり純資産額	400,322.84円	415,979.76円
１株当たり当期純利益金額	57,424.97円	48,881.17円

（注）1．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第37期 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）	第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
当期純利益金額　（千円）	12,150,032	10,342,327
普通株主に帰属しない金額　（千円）	―	―
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	12,150,032	10,342,327
普通株式の期中平均株式数　（株）	211,581	211,581

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める

要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

①定款の変更等

定款について2023年10月１日付で以下の変更を行います。

・商号の変更（三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社に変更）

②訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

①名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

②資本金の額：324,279百万円（2023年３月末現在）

③事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

①名称	②資本金の額 （2023年３月末現在）	③事業の内容
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,711,958　百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279　百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

（１）受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

（２）販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2023年6月末現在）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が３%以上のものを記載しています。

第３【その他】

（１）目論見書の表紙にロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、また使用開始日、ファンドの形態、申込みに係る事項、ファンド専用サイトのアドレス、ファンドの管理番号などを記載することがあります。

（２）投資信託説明書（交付目論見書）に、以下の趣旨の文言の全部または一部および有価証券届出書の主要内容を記載することがあります。

・ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
・本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
・ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
・ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
・請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。（請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。）
・有価証券届出書の効力の発生の有無については、委託会社のホームページにて確認いただけます。効力が発生するまでに、本書の記載内容が訂正される場合があります。

（３）投資信託説明書（請求目論見書）に信託約款を掲載します。

（４）目論見書は電磁的方法により提供されるほか、インターネット、電子媒体等に掲載されることがあります。

（５）投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。

（６）目論見書は「投資信託説明書」を別称として使用します。

（７）目論見書に委託会社のホームページアドレス等を掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨のご案内を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

2023年6月9日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員　業務執行社員	公認会計士	青　木　裕　晃
指定有限責任社員　業務執行社員	公認会計士	伊　藤　鉄　也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2023年８月30日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大畑　茂

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西郷　篤

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ ＤＣ世界ＥＳＧバランスファンドの2022年６月28日から2023年６月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ ＤＣ世界ＥＳＧバランスファンドの2023年６月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。
当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。